

# りすす倶楽部

2024・2025年  
12・1月合併号  
第326号



## 新年

年末年始のこの時期、「深雪の峠越え」を描くために連泊した奥信濃の茅葺民家が思い出される。優しく燃える薪に癒された囲炉裏端。ふるまわれた地酒にほろ酔いまどろむうちに、年が改まった。

弁護士 福井大海

## 新年のご挨拶

NPOりすシステム代表 杉山歩

お健やかに新年をお迎えのことと存じます。

2020年に始まった新型コロナウイルス感染症による被害拡大防止のため、中止していた忘年会・新年会を4年ぶりに再開しました。札幌、仙台、大阪、名古屋での忘年会に参加させていただき、各地域の利用者の皆さまと久しぶりにお会いすることができました。

また新年会を大分、東京（横浜）で開催することとなっており、こちらも本当に楽しみです。コロナやインフルエンザなど感染症がまだ流行していますが、対策をしつつイベント開催を予定しています。皆さまのご参加をお待ちしています。

近年『生前契約』というりすシステムの活動が『高齢者終身サポート事業』と言われるようになり、『業務内容の基準となるべき『高齢者等終身サポート事業者ガイドライン』が昨年6月に策定されました。りすシステムでも、今まで作ってきたさまざまなルールをガイドラインに準じて整理した、[重要事項説明書](#)の作成を長谷川弁護士を中心として進めています。

さらに、制度や価格の改定についての作業も、いよいよ終盤に差し掛かっています。りすシステムの運営を安定させ、組織を永続させることを目的とした改定です。改定内容については、本年中に皆さまにご案内したいと考えています。

昨年冬、都内の中学校に通う2年生、14歳の男子生徒さんから取材の申し込みを受けました。社会科の授業で「高齢者が賃貸住宅を利用し難い問題」をテーマに調べており、レポートを書くにあたり話を聞きたいというものでした。今では数多くなった高齢者サポート事業所の中から、りすシステムを選んだのは「30年の歴史があることと、ネットで検索して良さそうだなと思ったから」とのことでした。

14歳という若い人にりすシステム

の高齢者サポートの内容を話すのは初めてのこと  
で、どう説明したら良いのか実は悩んだのですが、  
ご本人に会ってビックリしました。中学生とは思  
えないほどしっかりしていたのです。とても真剣  
にテーマに向き合い、準備をしてきていた質問も  
よく考えられたもので、本当に感心しました。気  
づけば、相手が中学生だということは全く気にな  
らず、いろいろなことを話していました。

調査結果のレポートを読ませていただきました  
が、中学2年生でこのような分析とまとめができ  
るなんて、本当に感動しました。ご本人と学校に  
ご了承いただき、作成したレポートを掲載させて  
いただきますので、ぜひご覧いただきたいと思っ  
ています。(以下2～5ページ)

現在中学2年生の彼が高齢者といわれる年齢に  
なるまであと50年、後期高齢者になるのはさらに  
10年後、2085年です。私たちの誰もこの世に  
いないと思いますが、そのときには彼のテーマで  
ある「高齢者が賃貸住宅を利用し難い問題」など  
は問題になることなく、生前契約等の事業が現在  
の健康保険制度と同様、全国民に利用されるシス  
テムになっている。そんな社会を夢見て、今年も  
一歩ずつ前進していきたいと考えています。  
皆さまからのご指導、ご支援をどうぞよろしく  
お願いいたします。

本年が皆さまにとって、良い年となりますよう  
お祈りいたします。

都内の中学2年生が、社会科の授業で研究テーマとして「高齢者が賃貸住宅を利用しにくい問題」に取り組みました。彼が学校に提出したレポートを、ぜひ皆さんに読んでいただきたいと思い、学校のご了承をいただき原文のまま掲載させていただきました。このレポートでは、取材を通じて彼が感じたことを、自分の言葉で表現しています。中学生の率直な意見や表現のため、お読みになる方によっては少し強く感じられる部分があるかもしれませんが、どうか温かい目でお読みいただければ幸いです。なお、〈資料1〉～〈資料8〉は掲載しておりません。

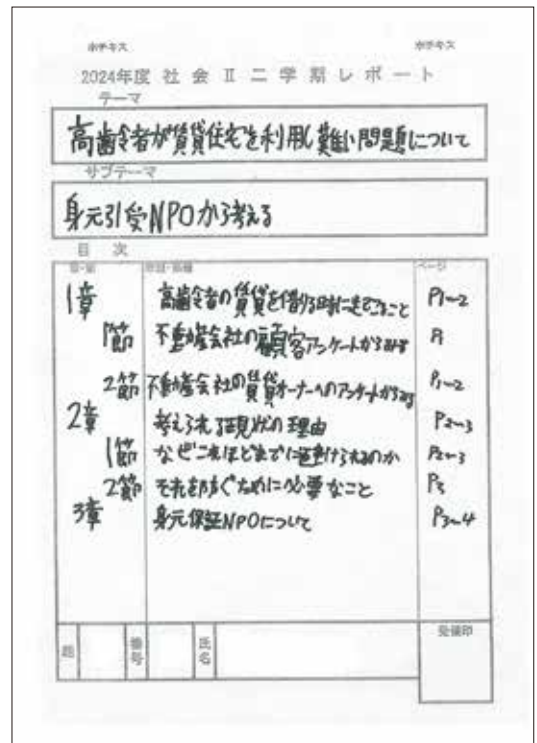
2024年度 社会Ⅱ 二学期レポート

テーマ：高齢者が賃貸住宅を利用し難い問題について

サブテーマ：身元引受NPOから考える

序 論

突然だが、皆さんは、高齢の方が賃貸住宅を借り難いという話を聞いたことがあるだろうか？ 私は、ある時、そのような話を聞き、真偽やその理由等が気になり、興味が湧いた。そして、調べていくうちに、このテーマを書きたいと言う気持ちが強まり、このレポートを書くこととした。住む場所は、「衣食住」と、日常生活で大事なものの1つに挙げられるほどに重要なものである。そのようなものが損われていると言うのは重大な問題であり、その上、高齢者の数は年々増えている。1980年から比べると、2015年時点で約7倍となる。①そのような時代だからこそこのテーマを求める意味はあるだろう。このレポートの概要としては、一章では、高齢者の方が不動産管理会社に避けられているということをアンケート結果により統計的に示す。そして、二章で、考えられる避けられる理由と避けられることを防ぐために必要なことを考える。三章では、実際にある企業のサービスを利用し、防ぐための方法を提案する。



## 一章 高齢者の賃貸を借りるときに起こること

### 1節 不動産会社の顧客アンケートからみる

さて、まずはこちらの資料を見ていただきたい。〈資料1〉〈資料2〉〈資料3〉これらは、株式会社R65不動産が行ったアンケートの結果である。〈資料1〉により、賃貸住宅を探した事のある65歳以上の方の割合が35.7%いることがわかる。そして〈資料2〉より、その中でも全国で、年齢を理由に入居を断られた経験のある人が26.8%、関東で32.2%、さらに詳しく内訳を調べると、全国では、一回断られた人が44.8%で、五回以上断られたのが11.9%、関東では、一回断られた人が50.0%、五回以上断られた人が、13.2%となり、高齢の方が断られる傾向は一地方などだけでの傾向ではなく、全国的な傾向であるとわかる。そして、〈資料3〉より、年収200万円未満で入居を断られた経験のあるかたは27.7%、年収200万円以上で入居を断られた経験のある方は、26.4%、そして、その中でも年収200万円未満で一回以上断られたことのある方は45.7%、五回以上断られた経験のある方が13.0%、そして年収200万円以上で一回断られたことのある方が44.3%、五回以上断られた経験のある方が11.4%となっている。これから、やはり年収が比較的高い方が断られ難い傾向にあるものの、これもまた劇的な変化が見られず、収入の差による違いもあまりなく、単純に年齢を原因に断られていると考えられる。

### 2節 不動産会社の賃貸オーナーへのアンケートからみる

次に、賃貸オーナー側へのアンケートを見ていく。〈資料4〉〈資料5〉これらは、株式会社R65不動産が行った調査の結果で、〈資料4〉は賃貸オーナーたちに行った、現在、高齢者（65歳以上）を受け入れているかというもの、〈資料5〉は不動産管理会社が管理している不動産のうち、「高齢者（65歳以上）が入居可能な賃貸住宅」の割合について調べたものである。〈資料4〉においては、「積極的に受け入れている」が19.0%、「どちらかと言えば受け入れている」が39.2%、「受け入っていない」が41.8%というような結果となっている。そして、〈資料5〉では、全体において、「高齢者（65歳以上）が入居可能な賃貸住宅」が0%である会社が25.7%、0%越え20%未満の会社が、28.9%となっており、その中でも、管理戸数3000戸未満の会社では、0%の会社が30.5%、0%越え20%未満の会社が30.1%、管理戸数3000戸以上の会社では、0%の会社が6.7%、0%越え20%未満の会社が23.9%となっている。これらの事柄から、高齢者（65歳以上）を受け入れている物件はかなり少なく、特に、管理戸数が3000戸未満の会社では、全体の約6割が、高齢者が入居可能な賃貸住宅の数が20%未満だということがわかる。

## 二章 考えられる現状の理由

### 1節 なぜこれほどまでに避けられるのか

では、高齢者の方がなぜこれほどまでに賃貸住宅を借りる際避けられるのか。それは、孤独死などによる遺品の整理や、事故物件化、場合によっては部屋の清掃などをしなければいけないリスクがあるからであろう。警視庁は、令和6年上半期（1～6月）の間に一人暮らしの自宅で亡くなった65歳以上の高齢者が28,330人確認されたと発表した。②これは今年初めて行われた調査であるが、このことから、周囲に助けを求め難い状況の中で亡くなった方が半年で約3万人いたことがわかる。もしその方が賃貸を借りられていて、そして身寄りもないということになったらどうなるのか。答えは賃貸オーナーが支払うことになるのである。③そして、払わなければいけないお金は、遺品整理、遺体が腐敗している場合は清掃代というものがある。〈資料6〉これは、それぞれにかかる費用の相場である。さら

に、そのようなケースの際には、事故物件と化し、物件の価値が大幅に下落する可能性もある。人が亡くなった不動産は死亡理由やその後の状態により心理的瑕疵（物件内で過去に人が亡くなったことに起因し良好な住み心地が損なわれること）が生じ、宅建業者はそのことを買い主・借主に説明する義務があり④、その心理的瑕疵の基準は大まかに〈資料7〉のようなものであるが、〈資料8〉このようなケースでは「告知義務あり」の⑤に当てはまるであろう。基本、そのような事故物件の値段は、周辺の家賃相場よりも、20%～30%下がるという。⑥考えられる避けられやすい理由はこのようなものだろう。

## 2節 それを防ぐために必要なこと

では、このように不動産管理会社に敬遠されるような事態を防ぐためにはどうすれば良いのだろうか。私は、連帯保証人、身元引受人を用意することを提案する。連帯保証人とは、契約などで定められる、契約をした本人と同等の責任を求められ、主債務への追従性があるが、「催告・検索」への抗弁権を持たない人のことである。（ただし債務者の「債権」に関してもその権利を利用できる。）⑦身元引受人とは、「被用者が生ぜしめた損害は、その過失によると否とを問わず、すなわち被用者の不法行為や責務不履行によると否とを問わず、すべて保証人が責任を負うと言う契約」を結んだ人のことである。ただしこれらは、「被用者の責務の発生とは無関係に独立して付従性がない」ため、保証ではなく、損害担保契約と呼ばれる。⑧これらの人を用意することにより、賃貸側は、清掃代などを請求することができ、それにより、孤独死などをされた際にも、あまり損なしに現状復帰ができる。また、身元引受人などは、個人の遺品などの管理を任される人のことである。これにより、遺品の処理費用などが必要なくなる。

## 3章 身元保証NPOについて

では、親類などがおらず、連帯保証人や身元引受人などを頼めるような方がいないケースはどうすれば良いのか。その際は、有料で身元保証をしてくれるNPO法人を利用すると良い。例として、「NPO法人りすシステム」は、誕生から30年の歴史がある企業であり、申込金を払い、十分な判断力のある時にどんな時にどんな支援が必要か書類を書いてあらかじめ決めておき、そして、葬儀の方法から、遺品の整理の希望、治療の希望などを事細かに残しておき、顧客の意思を実行するという契約である「生前契約」を結ぶことによって、連帯保証人と身元引受人、その両方の役割を担ってくれる。⑨さらに、「この会社ではセコムを利用者の方全員に使ってもらうことにより、孤独死されるのを防ぎやすくし、反応がなくなったら、十二時間以内に駆けつけるのですぐにお助けできる」と杉山氏は言う。⑩この企業は、サポートの提供自体を行い、預託金の管理などは提携する別の会社がしているという企業体制なので、信頼のおける企業といえるであろう。

⑨

### 結論

現在日本では、65歳以上になってから賃貸を探したことがある高齢の方が全体の三分の一ほどおり、その中でも三割程が年齢を理由に断られたことがあるという。そして、不動産管理会社へのアンケートによっても、約4、5割の会社が高齢者を受け入れてないという。そして、そこまで高齢者が避けられている理由として、考えられるのは、入居者が孤独死をされてしまった際のリスクを考えている場合である。孤独死をされ、親類等もいないため連帯保証人や身元引受人などもない場合は、遺体の処理や屍の状況次第での清掃代、遺品の整理などたくさんのお金がかかり、かつ、心理的瑕疵が生じる恐れがあるため、そのことを説明する義務が発生し、それにより事故物件として価値が20%～30%程下がる可能性がある。そして、連帯

保証人などがおらず不動産管理会社に入居を断られるような状況を防ぐために、私は有料で身元保証などをしてくれるNPO法人を提案する。これを利用することにより、身寄りがない方でも、賃貸住宅を借りやすくなるであろう。

#### <注一覧>

① 河合克義『老人に冷たい国・日本』光文社新書2015年 pp.59～60

「全国で37,227件の孤立死、65歳以上が28,330件に上る」 <https://www.pacola.co.jp/%E5%85%A8%E5%9B%BD%E3%81%A737227%E4%BB%B6%E3%81%AE%E5%AD%A4%E7%AB%8B%E6%AD%BB%E3%80%8165%E6%AD%B3%E4%BB%A5%E4%B8%8A%E3%81%8C28330%E4%BB%B6%E3%81%AB%E4%B8%8A%E3%82%8B/> PACOLA 最終閲覧日2024年11月21日

②「賃貸で身寄りのない人がなくなったら。遺品整理は誰がする？」

<https://www.k-clean.jp/column/20230317ihinneiri/>

関西クリーンサービス 最終閲覧日2024年11月21日

③「どうなったら「事故物件」？ 告白義務はいつまで？ 策定されたガイドラインからポイントを解説」

<https://owners-style.net/article/detail/58152/> OWNER'S STYLE 最終閲覧日2024年11月21日

④「事故物件の家賃はどのくらい安い？ 価格相場や値上げの可能性と家賃交渉の方法を解説」

<https://iekon.jp/column/stigmatized-property/6876> イエコノ 最終閲覧日：2024年11月21日

⑤ 幾代通、遠藤浩編、奥田昌道補訂『民法入門』[第6版] 株式会社有斐閣2012年、pp.162～pp.163

⑥ 同上書 pp.164～pp.165

⑦ NPO法人りすシステム代表理事 杉山歩氏への取材内容による

⑧「NPOりすシステム生前契約 生前契約のしくみ」

<https://www.seizenkeiyaku.org/structure/> りすシステムホームページより

#### <参考文献一覧>

『民法入門』[第6版] 幾代通、遠藤浩編、奥田昌道補訂 株式会社有斐閣 2012年

『老人に冷たい国・日本』河合克義 光文社新書 2015年

#### <WEB一覧>

「全国で37,227件の孤立死、65歳以上が28,330件に上る」PACOLA

「賃貸で身寄りのない人がなくなったら。遺品整理は誰がする？」関西クリーンサービス

「どうなったら「事故物件」？ 告白義務はいつまで？ 策定されたガイドラインからポイントを解説」

OWNER'S STYLE

「事故物件の家賃はどのくらい安い？ 価格相場や値上げの可能性と家賃交渉の方法を解説」イエコノ

「NPOりすシステム生前契約 生前契約のしくみ」りすシステムホームページ

#### <取材先一覧>

NPO法人りすシステム代表理事 杉山 歩様



## 敗戦から80年の今年

### この国の行く末に思い悩むこと

りすシステム 創始者 松島如戒

皆様、新しい年をどのようにお迎えになられましたでしょうか。

昨年もロシア・ウクライナ戦争、イスラエル・パレスチナ戦争という大きな戦争は終わらず年を越してしまいました。

さらに、正月元旦には能登半島地震、2日には羽田空港の飛行機の衝突事故という大災害の発生で、厳しい新年を迎えました。さらには、夏の暑さは格別で、人の体温を超える日が続き、苦しい思いに悩まされた年でもありました。マヤ文明崩壊の要因が気候変動が大きかったことが最新の研究で分かりました。その報道に接すると、現在私たち人間が謳歌している近代文明も終末の兆しが近づいているのでは……と想いを巡らせています。

他方、中東シリアでは親子2代にわたる压制を強いたアサド政権があっけなく(?)崩壊し、大統領はモスクワに亡命するという事態が起こりま

した。シリアが解放されたことはホッとすることでしたが、新しい平和で自由な国づくりが成功するのか、予断を許さない状況に目が離せません。

#### 原子力発電の最大限活用は言語同断

2024年、私が最も嬉しかったのは、日本原水爆被害者団体協議会(被団協)にノーベル平和賞が与えられたことです。広島・長崎が、原子爆弾による爆撃を受けてから79年も経ってからのノーベル賞とは遅きに失した感がありますが、暗いニュースが続く日本社会で歓喜する出来事として素直によるこんでいます。

それにしても日本政府は、核兵器禁止条約に参加しないばかりか、オプザーバーでの会議出席を要請されても頑なに応じない……。これって何でしょうかね。

米国の核の傘に守られているので、核禁条約には参加できないということなのですが、私は変わ

り方で生涯を通すでしょうから突飛な発想をするのですが、核兵器がなくなれば、核の傘など無用の長物じゃないか……と考えるのです。

2024年12月18日付東京新聞は、1面トップで「原発『最大限活用』に転換」「廃炉分新設を認める」「政府はエネルギー基本計画原案公表」と報じました。見出しの主語は「我が国は」とか「日本は」でしょうか……。

これまでも、現在5%の原発依存を20%として主要電源とするというニュースが流れていたのですが、公式に原発を主電源にすることを、国の方針にするとは、私は怒り心頭です。

同じ紙面に、日本原子力文化財団による調査結果が掲載されており、原発推進・維持する19・1%、慎重・反対46・7%。この調査では「分からない」が29・5%あるので、分からないを除外し賛成か反対かの割合を計算してみると、反対71%、賛成29%。約7対3で、国民は原発を最大限活用することに反対している。にもかかわらず、将来の日本国民のエネルギー源として、原発を「最大限活用」とは、言語道断だと私は思います。

下世話な考え方ですが「手前の橋から渡る」が常識ではないでしょうか。原発の再稼働についての順番が違いますか。まず2024年11月1日現在2万5610人の避難者が我が家に戻れない惨状の解消(2011年の事故から13年以上経っ

ているのに……)が最優先ではありませんか。

原子炉などの冷却により生じた汚染され処理された「処理水」は膨大な数(10000基以上)のタンクで保管され、その「処理水」の海洋放出の方針が決まったのが2021年ですが、あれやこれやの障害により放出が始まったのが2023年8月で、19日間かけて、タンク10基分7788トン(全体の1%)を放出したことになります。

これからさらに30〜40年間かけて放出することになるそうです。

ただし、燃料デブリの「完全除去は期限未定」となれば、燃料デブリが存在する限り冷却水が出続ける。デブリに水をかければ、その水は放射能を含んだ汚染水。これを処理した水を処理水と言うそうだけど、処理水は半永久的に海に放出される。原発の廃炉は無限地獄というド壺にはまっているようなものだと私は思います。

### 燃料デブリの除去不可能ではないか

デブリとはなにか。まず、語源はフランス語で「debris」と広辞苑に記載されています。本来登山用語でその意味は「破片」。ここから、なだれ落ちて積もった「雪塊や氷塊」を指す言葉を、原発事故により生じている核燃料とその周囲にある構造物が混じり合った塊が原子炉の中や、原子炉を覆っている格納容器の下の部分に溜まっている

ものです。このデブリが推定880トンにもなると言われています。この燃料デブリなるものを全て取り除き、しかるべき所に捨てる。捨てるといっても、そう簡単な話ではなく、場所の目途もたつていません。

燃料デブリは、原発事故によってできたのですが、普通に原発を稼働して出てくる核燃料の燃え滓(高レベル放射性廃棄物)の処分もできていません。

思いおこすと、我が国初の商業用原子力発電所として茨城県東海村に建設稼働したのが1966年のこと。1966年と言えば、私の長女、杉山歩が生まれた年で、彼女は現在58歳です。原発第1号が稼働したのが同年で、何かを燃やせば必ず燃え滓がでる。その滓も猛毒で、人が20秒間被曝すれば死に至るといふものだそうです。「原発はトイレのないマンション」と揶揄されますが、原発と同じ年に生まれた娘が、トイレのない住居で58年間も生活を強いられらたかどうかになるか想像するだけでも身の毛がよだつではないですか。

因みに人が1日に排出する糞尿の量は、150から200グラムと言われています。この数字から計算すると、人1人、58年間で3〜4トン糞尿を排出し、それが堆積することになります。こんなマンションを仮に販売したとしても誰も買わない

いでしようし、そんなマンション開発業者がいたら、牢獄にぶち込まれること間違いなしだと思います。

これが、国など、つまり国家が主導するプロジェクトとなれば、誰も責任を取らずに政府、特に東京電力の役員らは、のうのうとしておられる。



### 『福島原発、裁かれないでいいのか』

このタイトルの本が朝日新書より2015年に発刊されました。著者は公証人として生前契約の公正証書を作成してくださった古川元晴弁護士と日本大学の船山泰範教授(現・名誉教授)の共著による著書ですが、原子力の難しさ、さらに倫理観の難解さを捉えてストンと胸に落ち、この書物を依りどころに原発事故における責任問題を考えたいと思います。

「はじめに」のタイトルにある「人災なのに裁けないのはおかしい」というフレーズに納得しました。確かに国会の事故調査委員会は「この事故が『人災』であることは明確である」と断定しています。そして、歴代および当時の政府、関係当

局、東京電力に対し「人々の命と社会を守るという責任感の欠如があった」とまで指摘しています。それならば、事故原因に係わった人や組織はしかなるべき「おとしまえ」をつけてもらわなければならないと私は考えます。

本書ではこうも言っています。

主要電源の20%を原子力で、と大きく原子力依存に舵を切った今こそ、本書の警告に耳を傾けたいとおもいます。以下、私の独断で本書を抜粋し読者の皆さんの参考に供したいと思います。

▼はじめに「人災」なのに裁けないのはおかしい

(部分抜粋)

「第二の敗戦」とも称されるほどの甚大な事故であり、発生後すでに4年が経過しようとしています。いまだに終息の見込みが立たない一方で、あたかも何事もなかったかのように、原発再稼働に向けて粛々と事態が進んでいるように思われます。もう一度同じような原発事故が起きたら、日本はどうなってしまうのでしょうか。(中略)

しかし今に至るも、誰も、政治上、行政上のみならず、刑事上の責任さえ問われない状況が続いています。被害者の方々からは、「これが法治国家の姿なのか」という悲痛な声も聞かれます。(中略)

国民の安全は、基本的な人権や生存権に関わることで、「法」によって確実に守られなければならない

らないはず。国民や社会が求める安全と、「法」が守ろうとする安全との間に「乖離」が生じていることが、最大の問題なのです。

現代社会は、高度に科学技術が発達してとても便利になりました。しかしその一方で、今までに起きたことがなく、発生のメカニズムが十分に解明されていない「未知の危険」のうえに築かれた「危険社会」でもありません。(中略)

原発はまさに、地震や津波などの「未知の危険」のうえに築かれた人類史上類例を見ない危険な装置です。このたびの原発事故が「人災」とされるのも、そのような危険に対し、「想定外」として適切な対応を怠った結果、引き起こされた事故だからです。

刑法学界には、事故の刑事責任について、従来からの二つの考え方があります。

一つは、すでに起きたことがあり、具体的、確実に予測することができる危険についてのみ、責任を問えるとする考え方です(具体的予見可能性説)。

もう一つは、今までに起きたことがなく、どのようなメカニズムで発生するのかが確実には分かっていないような「未知の危険」であっても、起きる可能性が合理的に予測される危険については、業務の性質によっては責任を問えるとする考え方です(危険感説。合理的危険説ともいう)。

危険感説で考えるならば、このたびの原発事故の責任は問うことができます。しかし、残念ながら、我が国の刑法学界は、具体的予見可能性説が圧倒的に支配し続けているのが現状です。そのことが、国や事業者などの「未知の危険」に対する無責任体制を許し、事故が起きても誰も責任を問わない結果をもたらしているのです。

具体的予見可能性説が当然のこととされている現状は、はたして現代の人権尊重を基調とする国民主権の法治国家にふさわしいと言えるのでしょうか。

本書では、このたびの原発事故に関して、国や東京電力に課されていたはずの刑事上の責任を危険感説によって解明し、危険感説こそが「危険社会」に適切に対応し得る考え方であることを明らかにしたいと思います。

りす倶楽部の原稿を執筆するにあたって、この本を改めて読み返しました。私は法律上の責任について「具体的予見可能性説」か「合理的危険説」について素人ですから説明できませんが、原発推進をしてきた政府や法律、直接事業を行って甚大な被害を与えた東京電力に責任がない、そんなことあり得ないと思っています。

事故処理費用はどのくらいか

2024年3月4日付け東京新聞が次のように

政府は2023年末、東京電力福島第1原発事故の賠償などにかかる費用の想定を約2兆円引き上げ、計約23兆4000億円とした。事故から13年たっても原発では溶け落ちた核燃料（デブリ）の取り出しめどが立たず、汚染水の発生も止められない。収束までの道筋が見えないまま、処理費用は膨らみ続ける。想定には仮定や根拠に乏しい部分が多く、東電に10兆円単位の負担が可能なのかも不透明。国民負担が増大していく恐れもある。

	想定額	追加額	当面の原資	将来的な回収方法
賠償	9.2兆円	+1.3兆円	国債を 発行し、 国が 立て替え	電力会社の負担金 東電株の売却益 国費
除染	4.0兆円			
中間貯蔵	2.2兆円	+0.6兆円	東電が積み立て	(うち東電の負担総額)16兆円超
廃炉	8.0兆円			
合計	23.4兆円	+1.9兆円		

(東京新聞 2024年 3月 4日)

報道しました。

この記事によれば、東京電力の負担が16兆円超とありますが、これで済むとは恐らく誰も考えていないと思いますが、そもそも東京電力の経営、電気料金の決め方は、一般社会の常識では考えられないような「総括原価方式」というものです。簡単に説明すると、発電費用、経費そして電気を家庭や事業所に届けるために必要なお金の全てを合計し、その合計額に会社の利益を上乗せするというものです。

しかし2016年の小売り全面自由化により総

括原価方式は廃止されましたが、経過措置として従来とあまり変わらない方式により売値（消費者の支払う電気料金）は決められています。

原発事故処理の負担金を16兆円東電が負担するといっても「賠償負担金、廃炉円滑化負担金」などの名目で全ての国民に賦課されているのです。

さらに、ご存じのように電気はトラック、貨車でエンドユーザーに届けられるものでなく、電線により消費者に届くものです。その送電網は、9+1（※補足）電力会社が所有しており、この施設の使用料を「託送料金」と言うそうで、この費用が高く、後発の発電事業者にとって大きなハンディキャップになっているそうです。

※補足「9+1」①北海道②東北③東京④中部⑤北陸⑥関西⑦中国⑧四国⑨九州の9電力会社。沖縄電力で10の電力会社

### 電気の自給自足体制の確立を

そもそも送電施設は電力会社固有の資産ではなく、国民が等しく負担する電気料金によって建設された国民共有の財産であると私は考えています。

しかし、現実にはそれぞれの会社が所有し管理し使用収益しているものですから、国民共有の財産として強制的に買い上げ、使用については第3セクターによる公益財団法人が管理すれば良いと

考えています。まず電気は、自分で作る。これを国策とするのです。

現在の9+1電力会社は、送電施設を売った資金で原発の廃炉および事故処理費用基金を設立し、これから1世紀近くの時間を要するかもしれない事故処理をするのです。

当然、原発は全て廃炉にすべきです。その期間は少なくとも30〜40年を要するでしょうが、原発最大限活用などという悪い夢から醒め、現行の9+1電力会社は全て清算し、残った資産は全て廃炉基金に積み立てて、ゼロベースで発電専門会社として機能させれば、国民は自分で電気を作り、足りない電力は安い発電会社から買い入れ、国民1人ひとりが国債などで出資し、自己所有の送電施設で電気が使えるようになります。

### 財政法第4条は財政を通じて戦争危険の防止を狙いとしている法律である（財政法を草稿した平井平治氏からのメッセージ）

『財政法逐条解説』3版（二洋社、1949年）平井平治著という書物を探していたら、国会図書館所蔵のデータを頂けることが分かり、昨年11月12日に落手することができました。

平井平治さんの自序の書き出しはこうです。  
最後の帝国議会である第九十二回議会で、成立した憲法付属の法典であるところの、財政法も本年四月一日から法律で<sup>いよいよ</sup>施行せられた。もとも

と私は財政法規の専門家ではないのであるが、本法の立案に多少参画し、又意見を求められたという因縁によって四月、五月と各地に本法の解説の講演をせざるを得なかった。その際各地では適当な解説書の出版を求められた。又私の知人からも本法解説書の出版をしきりに勧められた。(中略)

私には憲法や、会計法が不備であつたがために戦争が計画されたり、インフレーションが起こつたりしたとは信ぜられない。やはり戦争を惹起したのは人であり、インフレーションによって大衆をこの惨めな生活に突き落としたのも人である。こう考えてくると如何に民主的な憲法が出来ても、立派な財政法が出来ても、その運用に人を得なかつたならば、所謂、猫に小判であつて、意味をなさない。況やこの財政法には幾多の抜け道と、曖昧なところのあることは本文で指摘しているとおりである。従つて私は総ては人にあると信じている。即ち民主的な人によって民主的に運用せられて、始めて、財政法は民主的であるといひ得るのである。私はこの財政法が民主的な人によって民主的に運用せられて、この荒廢した、祖国を再建し、国民大衆を再びこのような惨めな生活の淵に突き落とすことのないように念願する。これが脱稿直後の私の偽らざる感じである。

この序文から、最後の帝国議会である第九十二回議会で成立したこと、さらに法律を運用するの

は『人』であり、人を介さなかつたならば、いくら立派な法典があつても猫に小判であると言つてゐる。さらにこんなくだりもある。「立派な人によつて民主的に運用されて、この荒廢している祖国を再建し、国民大衆を再びこのような惨めな生活の淵に突き落とすことのないよう念願する。」と。

日本の民主主義は勝ち取つたものでないのは明らかです。しかし「第2次世界大戦という戦争により300万人、否それ以上の国民の生命の犠牲と引き替えに日本国民が享受した」と私は考えています。平井さんの序文の中にもその熱い思いがにじみ出て、感激ひとしおです。

**第4条は財政を通じ戦争危機の防止を狙っている**

財政法第4条「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を發行し又は借入金をなすことができる。」  
 ②前項但書の規定により公債を發行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。  
 ③第一項に規定する公共事業費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。」

財政法4条第2項ですが、但し書きで国会の承認を得れば、赤字公債の發行が認められるのです。財政法は、財政規律の厳守の役割を国会にゆだねたのですが、我が国は議院内閣制で国会の指名で内閣総理大臣が選ばれるため、国会で多数を占めている者が首相となるので国会の歯止めが効かないのです。

ただし、先の総選挙で与党が過半数割れしている現在の国会では、赤字公債を發行しない、あるいは減額するということも理論的には有り得ますが現実はどうでしょう。

政権すり寄りの野党・国民民主党は、赤字公債の減額どころか、7・6兆円の財源を要する減税策などを得意げに宣伝し、先の選挙で議員の人数を増やしています。選挙で手取りを増やそうと声高に主張し、与党の過半数割れを手玉に取つてると言つてもよいと思います。

帝国憲法から民主憲法に移行し、国会の権能に期待し財政法を制定したのですが、民主主義の大衆迎合化により、国会は無力となり、今や国・地方合わせて、債務(借金) 1311兆円(2024年6月末現在) という莫大な借金大国に成り下がっているのです。

**償還計画のざさんさ**

財政法4条但し書きでは、「公債を發行し、ま

たは借入金をなすにはその償還計画を国会に提出しなければならぬ」とありますが、これも与党多数の国会では、有名無実です。公債や借入金の返済方法についてメディアは、国民に知らせるための報道はほとんど行われておらず、その内容は全く不明です。

**平井平治さんは財政法 4 条の解説を次のように締めくくっている**

戦争危険の防止については、戦争と公債が如何に密接不離の関係にあるかは、各国の歴史をひもとくまでもなく、我が国の歴史を観ても公債なくして戦争の計画遂行の不可能であったことを考察すれば明らかである。また我が国の昭和 7 年度以来の公債を仮に国会が認めなかつたとするならば、現在の我が国はいかになつていたかといわずして明らかである。換言するならば公債のないところに戦争はないと断言し得るのである。従つて、本条はまた憲法の戦争放棄の規定を裏書保証せんとするものであるともいい得る。然しながら実は本条もまた原則を定めたものであつて既に現在においても他の法律によつて幾多の例外を認めているのである。

この一文で平井平治さんの理想と現実のはざまの苦悩を感じ取ることができます。私は、現在の政治に携わる人々の国の借金に対する無神経さに

怒りを感じています。

**公債の発行、借入金を日本銀行に引き受けさせてはならない**

財政法第 5 条「すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。」

日本銀行は発券、お札を印刷し、市中に流通させる所どころです。したがつて、実体のないお金で公債を引き受ければインフレを招くことになるので財政法 5 条はこれを禁じたのでしよう。ここでも国会の承認があれば、この限りではないといえます。

『財政法逐条解説』では次のように述べています。

日本銀行引受による公債発行とは、国が所要の資産を先ず日本銀行から公債を発行して借入れ、国は此の資金を各種の国策遂行によつて放出し、此の資金が国民に撒布せられてから日本銀行は前に引受けた公債を売出す。この方法を繰返すことによつて国は巨額の資金をいくらでも得るのであるが、この方法がもともと公債の応募資力のないところへ先に資金を撒布しておいて、それから公債を所有させるのであるから不健全であり、イン

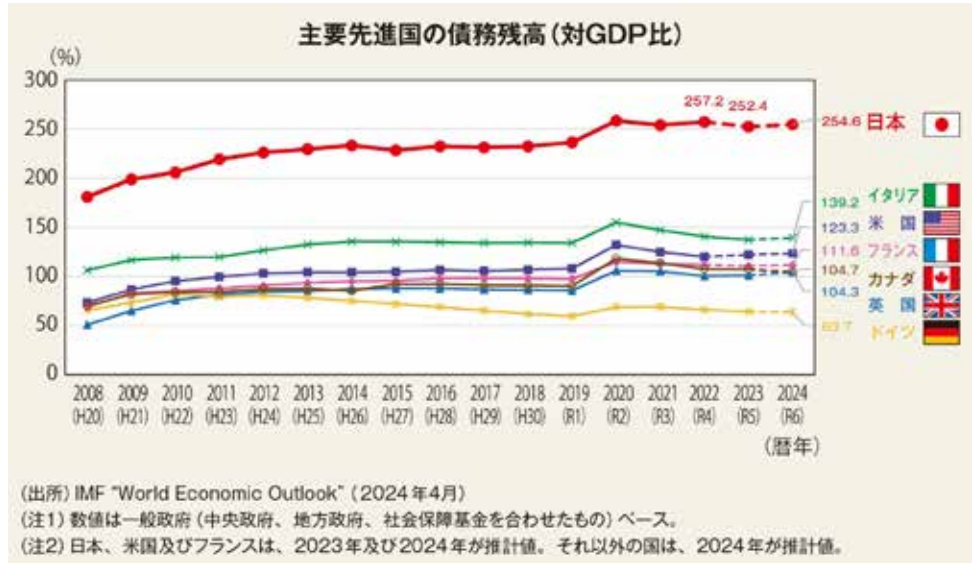
フレーションの原因を含んでいるのである。そして又この方法は巨額の資金を得るのに極めて便宜である。今日のインフレーションの原因の一つは此の方法によつて簡易に、而も不健全に巨額の資金を得たからでもある。健全財政を持してゆく上からは、どうしても此の方法を禁止して、公債は国民の貯蓄資金より借入れるということにしなければならなかつたのである。而してこれが又健全明朗なる国民生活の樹立にも役立つものである。

平井平治さんはこのように述べてインフレを懸念しているが、アベノミクスの約 10 年間でインフレは生じなかつたが、財政規律はデタラメになり、2024 年 9 月末時点の国債発行残高 1081 兆 494 6 億円のうち 569 兆 330 6 億円、つまりは 52・6% を日本銀行が保有しています。平井平治さんは天国からこの状況をご覧になつて何をお考えになつておられるか……。宇宙電話でもかけてお聞きしたいものです。

改めて国債の中味について考えてみると、総国債の発行額の 52・6% を日銀が保有しており、残りの 512 兆余りを国庫以外からの債務としても、名目 GDP (610 兆円) 比 92%、569 兆円に地方債など 183 兆を含めると 752 兆円。GDP の 123・2% となります。G7 各国との

国のバランスシート

比較でもイタリアの139.2%に次ぐ第2位の借金大国となります。財務省が出している債務残高の国際比較の資料を右に示します。



(出典: 財務省ウェブサイト)

国と地方自治体、つまり税金など国民負担によって返済しなければならない借金がどのくらい

あるかについてこれまで見てきました。ご存知のように借金は右側(貸方)、資産は左側(借方)で一般的には表記しますが、どんなバランスになっているのでしょうか。

令和4年度(令和5年3月末)の決算が令和6年3月26日付で財務省から発表されています。国には一般会計の他、本来国がするべき事業や事務などを行う独立行政法人などの財政状況を総合的にまとめたものを「連結財務書類」と言います。企業会計では連結財務諸表とっています。前書きにこのような解説があります。

「連結財務書類」は、国(一般会計・特別会計)と、国の業務と関連する事務・事業を行っている独立行政法人などの財務状況を一体的にわかりやすく開示する観点から「国の財務書類(一般会計・特別会計)」の参考情報として作成、公表している。

日本国が所有している財産(資産)合計は、令和4年度の財務書類によると、962.7兆円、前年度(令和3年度)より19.9兆円増えています。これに対し、負債(国債などの借金)は1544.5兆円で、前年より借金は30.1兆円増加しています。資産額から総負債額を差し引いた正味資産がプラスであるような健全な国の財政であれば財産が残るのですが、日本国は世界に名だたる借金大国ですから、負債つまり借金が581.8兆円残ることになります。

国債プラス地方債の合計で1300兆円超の借金は、国が破産した場合、霞ヶ関の庁舎や建物・インフラなど公共資産の全てを売っても580兆を超える借金が残ることになります。私は素人ですが、素人が考えても全ての財産が帳簿価格で売れるなんてことは無いですね。

国の台所は日本銀行と密接な関係にありますので、日銀の決算書(令和5年度版)を見てみましょう。わが国唯一の中央銀行である日銀は、資本金1億円の日本銀行法による特殊法人で政府機関や株式会社でないそうです。資本金1億のうち55%(5500万円)以上は国が出資しなければならぬと法律で決まっているそうです。

日銀の誕生は1882年(明治15年)当初は条例でスタートし、その後、日銀法という法律が制定され、1997年(平成9年)には、「独立性」「透明性」という理念のもとに日本銀行法は全面改正され、今日に至っているそうです。役員は総裁、副総裁のほか、審議委員、監事、理事、参与などが置かれており、株式会社でないことはよくわかりました。日銀は、銀行券を発行することと、通貨及び金融の調節を行うことを目的とする機関であることもわかりました。

日銀の当期の経営状態について令和5年度決算書から見てください。まず日銀の総資産残高は756兆4231億円で前年比

21兆3065億円(2・9%)の増加、総負債額は750兆5874億円で21兆25億円(2・9%)増加しています。日銀の当期の経常利益は4兆6399億円で前年比1兆4092億円増益となっております。

税引き前当期余剰3兆701億円で法人税、住民税、事業税を差し引いた後の当期剰余金は2兆2872億円となる。法律の規定に基づき、法定準備金の積立、資本金1億円に対する5%の配当500万円を支払うこととし、残額の2兆1728億円を国庫に納付、となっております。

**気になる国債を日銀がどのくらい保有しているか**

585兆6168億円の国債を日銀が現在保有しているが、財政法上はいかかなものか。

日銀の最大の目的であるお札の発行状況はどうか。期末残高120兆8798億円分のお札が流通していることとなります。日銀は主として銀行にお金を貸し出しています。その貸出し残高は107兆9079億円で前年度末より13兆4681億円増加しています。

今月は正月号なので、国の台所事情についてネットに公表されている資料により説明しましたが、逆さに振つてもなんと抗弁しようと、国民一人一人が負担しなければならぬ借金が、名目581・6兆円あり、資産で処分できないものも

あるので、我が国が借金大国であることは間違いないのです。

**国会議員の最大の職責は、国の借金に対する責任**

正月早々のりす倶楽部で国の財政について調べながら、財政法を起草した平井平治さんの著書を底本にして、財政の素人の私が敢えて財政についての駄文を綴ったのは、世の中全体、特に国の財政に長期的責任を負うべき国会議員の怠慢さに業を煮やしたからです。

先の総選挙で自民・公明の与党が過半数割れして、野党全ての議席数が与党を上回ったので、国会が国会としての機能を発揮することを私は期待していました。しかしながら、この国の借金問題では主要野党3党の全てが国債つまり借金で賄う施策を提言しているのです。

まず前段でも述べましたが、国民民主党は7・6兆円も税収が減るだろうと計算されている、課税最低額の大幅引き上げとして178万円までの所得全てに課税しないという政策です。7・6兆円と言えば、防衛費の8・6兆円、公共事業費が6・8兆円なので、防衛費を7・6兆円減額して、課税最低額178万円なら私は大賛成です。

ところが「減税分の穴埋めの財源は政権党が考えれば良いじゃないか」と、財源を考えないまま減税を提案するのは無責任ではないでしょうか。

国会議員一人一人が公債の発行、返還の責任が財政法で規定されていることを、財務省の官僚出身の党首が知らないことは、あり得ないでしょう。

日本維新の会の教育無償化、立憲民主党の能登半島地震の復興財源として積み増すこと、国民民主党に比べれば、桁違いに小額ですが、これを実現するとすれば国の借金は増えます。

教育無償化は絶対に必要ですから、教育無償化の財源として法人税に一定割合の付加税を導入します。また、能登地域の復興財源としても、復興税が必要です。現在、個人所得には2037年まで「東日本大震災復興特別所得税」として課税所得額の2・1%が加算されています。例えば10万円の講師謝礼には、2・1%にあたる2100円がすでに課税されています。一方で法人所得に対する「東日本大震災復興特別法人税」は、税率も10%と高かったこともあり、既に課税期間を終了しています。これからは能登大地震の復興財源として、個人所得税と同様の2・1%を法人税に加算し、2034年までの10年間課税する仕組みが現実的です。こんな提案がなぜ立憲民主党にはできないのか、非常に残念です。

**国会議員には国債発行の責任がある**

国会議員に立候補する人には、立候補説明会で財政法とその解説「立候補しようとしているあな

たには国会議員になれば、赤字国債発行の責任が生じます」と次のような文書を渡すのはどうでしょうか。

「2024年度末現在1300兆円以上の国の借金がある。赤字国債はじめ、国が借金をする場合はず、衆参両院の承認が必要で、歴代の先輩議員は唯々諾々と承認してきた結果、返還不能ともいえる借金をすることを国会が承認してきた大罪がある。あなたも国会議員になれば、文字通りの負の財産を引き継ぐことになる。それを承知で立候補してください」

古参議員には「当然ご承知でしょうが、これから開かれる国会では国の財政に心して審議に当たってください」という書面を議員に立候補しようとする人全員に渡すのはどうでしょうか。

国会議員になったら他人の金で選挙区内の道路などのインフラ整備ができる権利がある、といった考えの議員が多いことを、ただただ情けない思いでこんなことを書いています。

### ひ孫の生きる21世紀後半の地球どうなる

2023年4月に、私と一番気の合う孫がひ孫を産んでくれました。彩玖（さく）と名付けました。この子が77歳になれば22世紀入りします。

将来予測として、最も確率の高いのは「地球という星の滅亡か……」と考えていますが、いろいろな

シナリオのもとで、日本人も日本という国も問題山積になるのではないかと、心を痛めています。

日本がああ無残な戦争に負けたのは、1945年のことで22世紀まで約1・5世紀でした。2025年はその折返し点になります。私たちの国、日本は戦争で焼け野原となった国土を復興し、経済でも米国に次ぐ世界第2位の地位を占め、国民は格差を抱えながらも「総中流社会」と、世界から評価されるまでに発展し、今日まさに折り返し地点に位置し、全ての面でこの国は凋落の一途を辿っていると、言っても過言でないと思います。

第2次世界大戦の敗戦の経験から、戦争をしない平和で豊かな国づくりに国民が邁進した成果であったと私は考えています。

### 未だに独立できていない日本

ただし、日本という国は、未だに先の大戦の戦勝国、米国の支配下に置かれ、第2の占領状態が続いている状況にあります。その象徴は沖縄です。そして日本列島の沖縄化が着々と進んでいることを私は肌で感じ、悩んでいます。皮肉と言えば皮肉、世の摂理と言えどもそうでしょう。

この国に生きている私にとって悔しいのは、多数派の日本人が1945年に両手を挙げて降参してから、今年で80年になるにもかかわらず、米国による支配的状况をよしとする世論が主流派である

ことです。

数え上げればキリが無いのですが、その最たることは民主党政権時代の鳩山元総理の「沖縄県の米軍基地は、最低でも県外、できれば国外」発言に対し、メディアを始め大多数の日本人が大バツシングしたことです。

その結果、発言を撤回せざるを得なかったことに対して、私自身も声を上げなかったことを、今に至るも忸怩たる思いにさいなまれています。娘にりすシステムの代表を譲った頃で、同調圧力に付度したことへの猛省です。

当の米国は直接的に何か発言したという報道はありませんでしたが、田中角栄元総理以来の物言う総理の出現に脅威を感じたのは当然だと思えました。

そもそも、沖縄の日本への返還の代償として核持ち込みの密約を当時の佐藤総理が受け入れたからその沖縄返還でした。核持ち込みの密約があったことは、その後の機密文書の公開でその存在が明らかになりましたが、半世紀に亘って沖縄の人々を日本政府は騙し続けたのです。

沖縄や鹿児島島の島々の軍事基地化も加速しています。

お題目は「台湾有事」に備えるとのことですが、ミサイルの持ち込みや有事の際の本土への避難など、先の大戦時の竹槍訓練と同じようなことが行

われていることには、何とも論評のしようがありません。

私の信条は、憲法前文 9 条などに基づく「非武装中立」の立場からは、台湾有事は米国、日本政府、台湾が日本を巻き込む意図がなければ現実のものとはなり得ないのです。

何故ならば、米国も日本も、そして世界中の主要な多数の国が、一つの中国つまり「中華人民共和国」を中国として承認し、日中、米中関係を確立したことを忘れてはなりません。仮に、中国が台湾の統一を強行したとしても、これは中国の内問題であって、国際問題化してはならないというのが、私の考えです。

中台関係に首を突っ込めば、日中関係の崩壊まで視野に入れなければなりません。米国から何と言われようとも、日本の基地から紛争地への戦闘機の発着、自衛隊員の派遣などを許してはなりません。

### トランプ大統領との向き合い方

いよいよ、2 期目のトランプ時代がやってきます。就任式前に臣下の礼を取るため石破総理はアメリカに出向くと言われていたようですが、真実はどちらの都合かわかりませんが、出向くことはなくなつたと今朝（12 月 31 日）の朝日新聞朝刊が報じました。

いずれ日米首脳会談が行われるでしょうが、私

が日本の総理であれば、どうするかを考えました。その結果、次のような夢を見ました。

1. 貴国との戦争に敗れ、戦後、貴国には被占領国としてお世話になり感謝申し上げる。
2. 今年で戦後 80 年になるので、この機会に我が国は貴国の庇護の下から独立したい。ついては軍事同盟である「日米安全保障条約」を「日米相互不可侵友好平和条約」へと改めるための交渉に入りたい。条約の終了通告は 1 年前であるが、本条約の更改については、3〜5 年くらいの期間をもうけ、日米の友好親善がより促進されるよう時間をかけて準備したい。
3. 貴国の指導により、我が国は戦争放棄を掲げた憲法を 78 年に亘って改憲を唱える勢力の指弾を受けつつも、かろうじて堅持してきた。
4. 我が国の人口も今後減少し、GDP の拡大は望めず、国の借金は 1300 兆円を超え、高齢化社会に必要な予算も増大し、軍事費の負担には対応できないので、憲法の規定に従い、軍事施設を完全放棄することにした。
5. 今や地球温暖化、気候変動など様々な要因により、地球という星の存続すら危ぶまれるに至っている。このような状況のもと、人と人同士が殺し合う戦争をしている余裕はないと日本国民は決断する。戦争がなければ軍事同盟は不要となるので、貴国と我が国は率先垂

範して、日本国憲法制定時の原点に立ち戻ることにした。

6. 基本的条件
    - ① 貴国との通商友好親善を最優先すること
    - ② 近隣諸国との軍事同盟は絶対に締結せず、相互不可侵条約、親善平和条約を近隣諸国と個別に締結する
    - ③ 日米の経済、文化、芸術などの交流をいっそう活発化する。
    - ④ 我が国に在する貴国の軍事施設などは 5 年以内に全て撤去する。
    - ⑤ 当然のことながら、日米安全保障条約に基づく相互の権利および義務の全てを解消する
    - ⑥ 我が国の自衛隊は解体し、「国民安全支援隊（仮称）」を構成し、守るべきは国民一人一人であって、国・政府はその地に在する「人」を守ることを国是とする。
- 以上は、如戒の初夢ですが、是非憲法を護り、他国との争いは絶対に起こさないことを、国民一人一人が誓つことを提案します。
- 我が国の政府、多くの政党、メディア、経済界など、所詮夢の話だろう、と一笑に付されるでしょうが、私は正気です。この夢が現実になることが先か、地球という星が消滅するのが先か、の瀬戸際にたつているという価値観を日本国民で共有しようではありませんか。

# 正月行事 七草粥の言い伝え、あれこれ

宇都宮大学名誉教授

谷本 丈夫



正月明けの7日、七草粥を食べる習慣があります。これに使われる7種類の若菜は、セリ、ナズナ、

ゴギョウ、ハコベラ、ホトケノザ、スズナ、スズシロ、これに加えて、「これぞななくさ」と和歌の形式に整えられて呼ばれています。光孝天皇御製「きみがため春の野にいでてわかなつむ我が衣手に雪はふりつつ」(『古今集』春・21)は春浅い時期の若菜摘みを見事に歌い込んでいます。



## 御伽草子にある七草紙

岩波文庫の『御伽草子』上巻172ページの「七草紙」の項には、「そもそも正月七日に、野に出て、七草をつみて、みかどに供御にそなふるといふ由来を尋ねるに」から始まる物語があります。その大意は、「もろこしの楚国の傍に、大しうという若者があり、100歳を超える両親の衰えた老体を嘆き、再び若く、元気な姿にしたいと山に籠りて祈願の結果、帝釈天王が天下り、白鷺鳥という鳥にあやかっつて、この鳥は春の初めのごと、七色の草を集めて服する故に、長生するなり。白鷺鳥の命を、汝が親の命に転じかえて取らせん。七色の草を集めて、柳の木の盤にのせて、玉椿の枝にて、正月六日の酉の時より始めて、この草を打つべし。酉の時には、芹(セリ)という草を打つべし、戌の時には、薺(ナズナ)という草を打ち、亥の時には、御形(ホウコグサ)という草、子の時には、タビラコという草、丑の時には、ホ

トケノザ(仏の座)という草、寅の時には、スズナ(カブ)という草。卯の時には、スズシロ(ダイコン)という草、辰の時には、七色の草を合わせて、東の方より、祝いの水を選びあげて、若水と名づけ、此水にて、白鷺鳥の渡らぬさきに服するならば、一時に10年づつの齢を経かへりと教えられ、大しう試したところ二人の親は、忽ちに若返り、大しうこれを見て喜ぶこと限りなし。七草を正月七日にみかどへ供ふる事は、この時より始まり。また、若菜、若水などといふことも、このいわれなるべし。まとの部分は、大しうの親孝行への褒美として、いわれが語られています。なお、七草打ちの意味は、まな板の上にならべた七草を順に、包丁、すりこぎなどでたたきながら料理する様で、この時「七草なずな唐土の鳥も日本の鳥も渡らぬ先に……」と囃す。この囃し言葉も地域によって異なっているようです。牧野富太郎も「春の七草を、調理して自家で味合うのは、一人の趣味を覚える。知り合い二、三人でも、四、五人でも七草採集に出かけるのは、この上もない楽しみで在る。そして、其採つてきた品をば、一々点検して、その知識を学び得ることとは「春の初めの行事」として大いに意義が在る」としています。牧野植物同好会でもつい最近まで、一月の例会で七草摘みが行われていたことが、多くの場所が都市化で七草の採取できる場所



図1 セリ

がなくなり休会になっています。稲の栽培が機械化され、冬季に田んぼが乾燥しているため、トンボの幼虫（ヤゴ）など水田を生育地としていた水生動物、湿性植物の多くは生育できずに消滅しているためです。

**セリ（芹）**

和歌に詠まれた七草の筆頭はセリ（芹）です。

図1は栽培のセリですが、りすシステム恒例の吉四六村で行われていたシイタケ駒打ち会の昼食には、付近の田んぼの畔から摘まれたセリの天麩羅が振舞われていました。その独特な香りと味合いは好評でした。野生のセリも、近頃ではクレソンなどと同じく栽培されるようになっていきます。

**ナズナ（薺）**



図2 ナズナ（細長い果実はタネツケバナ）

ナズナ（図2）は果実は三角形で三味線のバチに似ているので三味線草。三味線の音からペンペン草と呼ばれています。屋敷の屋根にペンペン草が生えると家が没落する。または商いが寂れる様を現すことを見ていう言葉で、屋根とは藁、茅など草屋根で、吹き替えもできない貧乏になる様を表しています。

三角形の果実を、茎から下向きに引っ張るとブラになって、よく揺れシャン、シャンと音をたてる春の野遊びの一つでした。ナズナは、いかにも日本古来の植物に見えますが、ヨーロッパから中国を経由して渡来した史前帰化植物（古い昔に渡来）です。

**ヲギョウ（鼠鞠草、ホウコグサ）**

牧野富太郎の「春の七くさ」（『植物一家言』123ページ、北隆館）ではゴギョウではなく表題のヲギョウが正しく、ハハコグサもホウコグサとされています。ハハコグサも中国を経由してヨーロッパから日本に帰化した植物、史前帰化植物と呼ばれています。寒い冬に負けず力強く地



図3 ホウコグサ



図4 ハコベラ

面を覆い生育する様（図3）は、花時とは異なった印象を与えています。

**ハコベラ（繁縷）**

ハコベラは略してハコベ（図4）と呼ばれています。日本古来の植物のようにどこにでも生えています。ヨーロッパに普通に見られる植物で、越年性草本で遙か昔に中国を経由して日本に帰化したとされています。若い頃に読んだ島崎藤村の千曲川旅情の歌に「緑なす繁縷は萌えず」の一節が思い出されます。また、防寒軍服の襟に使われるとされ飼育されていたウサギや鶏の餌に、ハコベなどの草刈りが朝仕事でした。その思い出も懐かしく、雑木林と田んぼの畔の緑が目には浮かびます。今は田の水不足（稲の収穫後は用水からの給水が停止されている）と除草剤で、多くの畔は枯



図5 タビラコ

れ草で覆われています。

**ホトケノザ (タビラコ)**



図6 ホトケノザ

**スズナ (カブ、蕪)**

カブ(図7右)の自生はなく、栽培されるために移入されたものです。大カブから小カブまで地域の特色によってさまざまなカブの大きさに改良されています。カブには地中海沿岸の南ヨーロッパを原産とする一元説と地中海沿岸およびアジア特にアフガニスタンを起源とする二元説や多原説があり、判然としていません。また、初期のカブはアブラナに近く、どのように変化したのか不明とされています。

**スズシロ (ダイコン、大根)**

ダイコン(図7左)も地中海沿岸を原産地としています。我が国には中国を経て古い時代に渡来し、カブと同じようにたくさんの改良品種があります。タクアン大根は長い根が特徴ですが、近年では青首と呼ばれるやや短い大根が普及しています。ダイコンをスズシロということについて『倭訓栞』に「七草の菜にいうものは蘿蔔(ダイコンの漢名らふく)也といへり。さればすすは涼しき義、しるは白の義なるべし」。すなわち

ダイコンの根が白く涼しげに見えることからスズシロと呼ばれるとされています。

寒中でも力強く旺盛に繁茂している七草は、栄養学的にも貴重な成分を含み、青菜の少ない時期の食料としても、その貴重性が認識されて七草粥の習慣が伝わったものと思われます。太陽暦はひと月ばかり、気候が早くなります。気候や気象の季節的な移り変わりに応じて植物が示す生き様の变化を植物季節と呼び、当然、地域ごと異なっています。若い時代に過ごした雪国、福島県裏磐梯の村では季節ごとの山菜取り、特に雪解け、芽吹き時のそれは、冬の備えも兼ねた大切な行事でした。その後6年過ごした南国高知では冬でも野菜が手に入り、山菜にはさほどの関心がない県民性に妙に納得したことを覚えていきます。また、太陽暦では太陽暦の2月が正月になり、早春の草花が開花の準備を急速に始める時期でもあります。春の七草を探しながらの野山の陽だまり散策は、春を迎える植物たちの成長、開花に向けた変化に驚かされる楽しい時期でもあります。



図7 ダイコンとカブ (タキイ種苗カタログより)

性にはさほどの関心がない県民性に妙に納得したことを覚えていきます。また、太陽暦では太陽暦の2月が正月になり、早春の草花が開花の準備を急速に始める時期でもあります。春の七草を探しながらの野山の陽だまり散策は、春を迎える植物たちの成長、開花に向けた変化に驚かされる楽しい時期でもあります。

タビラコ(別名コオニタビラコ)は、稲刈りの後の休耕田で耕起された田、一面に広がって生育していましたが、結城市内の田んぼには全く確認できませんでした。したがって図5のタビラコは購入した写真です。タビラコは本州、四国、九州に分布し、大陸では中国中部にも生育しています。その多くは田んぼの内側以外では生育していません。ことから、水田稲作に伴って来た水田雑草の一つとされています(有岡利幸『春の七草(もの)と人間の文化史146』法政大学出版局)。なお、図鑑にあるホトケノザ(図6)は、りす倶楽部第308号で紹介したシソ科のホトケノザで、食用には適しません。

# 考古学のはなし

第7回

## 住まいと建物の考古学く 竪穴建物編

NPOりすシステム顧問

古賀 秀策

### 原始古代の建物

今回は原始古代に人々がどういった建物を見て生活していたのかを、考古学から見ていきたいと思います。

原始時代の住居というと、皆さんは竪穴式住居を思い浮かべる方が多いでしょう。地面に穴を掘って、その上に屋根をかけた住居が竪穴式住居です。全国あちこちの遺跡でもたくさん復元されていますよ。住居とは限らず集会所や工房やその他の用途で使われたかもしれないということ、最近では竪穴建物と呼ぶことになっていきます。



図1 原始古代の建物の種類 (国営吉野ヶ里歴史公園運営 HP/ 弥生ミュージアム)

原始古代の建物は竪穴建物だけではなく、地面に掘った穴に柱を立てて(掘立柱) 屋根を葺いて床を張った高床建物や、同じく掘立柱で床面が土間の平地建物などがあります(図1)。

飛鳥時代や奈良時代になると、地面に平たい石を置いてその上に柱を立てた礎石建物が大陸から伝わり、建てられるようになります。礎石建物は寺院など瓦を乗せた大規模な建築で使われるようになりますが、規模が小さい建物や庶民の住まいは平地建物や高床建物でした。竪穴建物も少なくなりながらも平安時代ごろまで一部使われていたようです。

### 原始古代の建物の復元

では、竪穴建物や平地建物や高床建物がどういう形で、どういう材料を用いて、どういう建て方で建てられたのかというと、実ははっきりわかっていません。でもあちこちの遺跡で建物が復元されて現に建っているじゃないかとおっしゃる方もおられると思いますが、それらの復元もあくまで想像で、はっきりとした証拠があって建てられているものは少ないのです。

原始古代の建物が木や草や葉などの自然材料で建てられていると、後の世には腐朽して無くなってしまい、地面に掘られた竪穴や柱穴しか残らないのは宿命ともいえます。しかしごく稀に、掘立柱や建築材料が腐らずに残っていたり、火事で焼け落ちた建物や火山の噴火で埋まった建物が残っていたりといった例からわかることもあります。また鏡や銅鐸や土器に描かれた建物の絵や家形土器なども参考にできますし、国内や海外の民族例などからも類推することができます。

### 竪穴建物

それではまず竪穴建物から見ていきたいと思います。竪穴建物は約1万3千年前から始まった縄文時代になって出現します。

縄文時代の前は旧石器時代といって、移動式の生活で、テントなどの簡易な建物を住まいとしていたため、地面に柱の穴などの痕跡が残りにくく、その実態はほとんどわかっていません。

縄文時代になって、狩猟採集に便利な地域に集団で定住するようになり、しっかりとした住居が必要になったのでしよう。50センチから1メートルの深さに地面に竪穴を掘り、その中に柱を立てて梁と桁を渡し、竪穴を覆うように屋根を葺いた竪穴建物をいくつも建てて集落で生活していました。

竪穴の平面形は大きく分けて円形と方形があ



図5 家屋文鏡 (宮内庁書陵部)



図6 家形飾環頭大刀 (東京国立博物館)



図2 縄文時代の円形の竪穴建物跡  
(当麻遺跡、神奈川県相模原市)



図3 古墳時代の方形の竪穴建物跡  
(千葉県久米砦遺跡 / 千葉県教育委員会)



図4 登呂遺跡の竪穴建物 (静岡市立登呂博物館)

**登呂遺跡の竪穴建物**

それでは竪穴建物の形はどんなだったのでしょうか。

り、縄文時代はどちらかといえば円形が多く、柱の数も少ないもので2本、多いものは6本を超えるものもあり、バラエティに富んでいました(図2)。しかし弥生時代になると平面方形が多くなり、古墳時代には平面方形で柱は4本で統一されるようになりました(図3)。

うか。古代住居の復元といえば、皆さんは静岡県の登呂遺跡を真っ先に思い浮かべる人が多いのではないのでしょうか。登呂遺跡は水田が広がる弥生時代後期の集落遺跡で、竪穴住居や高床倉庫が復元されています。戦時中に遺跡が発見され、戦後すぐ昭和22年から発掘調査が始まりました。戦後の混乱で消沈する時代に、2千年前ののどかな田園風景を人々の眼前に出現さ

**竪穴建物の形**

せ、復興への気持ちを高揚させた国民的遺跡が登呂遺跡でした。登呂遺跡での竪穴住居は図4のような入母屋根に復元されました。これは日本で竪穴建物が実際に復元された初期の例にあたり、以降の全国各地の遺跡の復元建物は、細部は遺跡ごとに違いますが、大枠は登呂遺跡の復元と似た建物が次々に建てられるようになります。

実は登呂遺跡の竪穴住居の復元案は、江戸時代の砂鉄精錬小屋からの類推ですが、日本の農家の草葺き屋根ともよく似てますよね。また、古墳時代の銅鏡に書かれた絵や大刀の装飾ともよく付合っています。

図5は奈良県佐味田宝塚古墳から発見された「家屋文鏡」と呼ばれる銅鏡ですが、真ん中の丸いツマミ(紐)の四方に4種類の建物の絵が描かれていて、上にあるのが竪穴建物です。

また図6は奈良県東大寺山古墳出土の「家形飾環頭大刀」という鉄刀ですが、柄に竪穴建物の飾りが施されています。

**竪穴建物が建て続けられた理由**

ではなぜ竪穴建物がたくさん建てられて、住まいとして使われてきたのでしょうか。

ひとつには「建てるのが簡単だったから」という理由もあるでしょう。平地建物や高床建物のように壁を立ち上げる必要がなかった竪穴建物は、竪穴さえ掘ればより少ない労力と材料で建てるこ



図7 竪穴住居の生活 (春日部市教育委員会)



図8 焼けた竪穴建物の跡 (御所野縄文公園)



図9 復元した土葺きの竪穴建物 (岩手県世界文化遺産 HP)



図10 復元されたトイチセ (「トイチセの建設を通じた体験的環境教育に関する研究」西澤岳夫他)

の建物には他に、平地建物や高床建物などがあり、これらも全国の遺跡でたくさん復元されています。次に機会があればまた見ていきましょう。

とができたのです。

しかし青森県の三内丸山遺跡さんないまるやまに見るように、縄文時代から人々は立派な平地建物や高床建物を建てる技術を持っていたのに、なぜ古墳時代まで竪穴建物に住み続けたのでしょうか。それを解く鍵は「防寒」だという人もいます。

### 竪穴建物の住みごころ

皆さんは各地の遺跡に復元されている竪穴建物の中に入ったことはありませんか。竪穴建物の室内は周囲を50センチから、深いものは1メートル以上の土の壁に囲まれていて、当時の人はハシゴで出入りしていました(図7)。実験的に竪穴建物で生活した人の話によると、冬は暖かいそうです。夏も涼しいという人もいますが、私の経験によると夏は蒸し暑く、湿気がたまらなく高い気がします。

しかし竪穴住居には炉があり火を焚いています。古墳時代になると室内にかまどが作られるよ

うになります。炉やかまどで毎日火を焚いていると、湿気もなくなり、建物の材料が燻されて丈夫になり、煙で虫もいなくなつて、一年中住みやすくなるという人もいます。

### 竪穴建物復元の新発見

登呂遺跡の竪穴建物の復元以来、各地の遺跡の復元竪穴建物は草葺きの屋根に復元され続けてきましたが、平成になってこれまでとは違う形の竪穴住居も復元されるようになりました。それは土葺きの竪穴建物の発見が相次いだことによります。

岩手県の御所野遺跡ごしよのでは、火事で焼け落ちた縄文時代中期の竪穴建物が発掘されました。それは焼けた屋根材の上に焼けた土がのつており、土葺きであったことがわかったのです(図8・図9)。また、群馬県の黒井峯遺跡くろいのみねや中筋遺跡なかすじは古墳時代後期の遺跡ですが、榛名山はるなさんの噴火で大量に降ってきた軽石に一瞬で埋まった「日本のポンペイ」

と呼ばれる遺跡です。そこで発掘された竪穴建物も土葺きでした。

### 土葺き竪穴建物の住みごころ

土葺きの竪穴建物は、草葺きの家よりも保温性はよくなるはずで、火を焚けば冬は暖かそうです。その代わり通気性は格段に悪くなり、湿気がかもりがちになりそうです。しかし実際住んでみた人の話では、火を焚くと湿気がなくなり過ごしやすくなるという人もいます。

一方、民族例では昔の樺太アイヌの人たちは、冬は防寒のために「トイチセ」という土葺きの竪穴住居に住みましたが、暖かくなると「チセ」と呼ばれる夏の草葺きの平地住居に移動したそうです(図10)。しかしトイチセの居住環境があまりに劣悪だったため、次第に使われなくなったという記録が残っているところから見ると、やはり土葺きの家の住みごころは悪かったようです。今回は竪穴建物を見ていきましたが、原始古代

# 高齢者の介護施設について その 1

株式会社ジエイ・サポート代表取締役  
 社会保険労務士原令子事務所所長

原 令子



新年おめでとうございます。新しい年が始まりましたね。

初日の出は、ご覧になれましたか？

元旦に昇る初日に手を合わせて、新しい年を迎えることができたことに感謝し、今年の願い事や決意を祈られたことでしょうか。

今年はい年で、脱皮をする蛇のイメージから「新しいことが始まる年」になると言われています。また、「巳」を「実」にかけて「実を結ぶ年」とも言われています。

今までコツコツと積み重ねてこられたことが実を結び、新しいことが始まる！

なんだかワクワクしてきますね。

私もりす倶楽部を通じて少しでも皆様のお役に立てるように脱皮していきたくと思います。

さあ今年も思うがまま、のびのびと、楽しく、生き続けましょう。



さて、今回は、高齢者の介護施設についてのお話です。

今は自立した生活ができていても、誰しも年月が経過するうちに介護サービスが必要になってきます。「そうだった時には、施設に入ろう」と思っている方が多いのですが、具体的にどのような施設があるのか、さらにどの様な施設に入ればいいのか、という事を把握している方は少ないのではないのでしょうか。

今回は、公的な高齢者施設の種類とそれぞれの施設におけるサービス内容などについてまとめてみました。

## 公的施設の種類

公的施設とは、国や地方自治体のほか、社会福祉法人、医療法人など、公共性の高い機関が運営する高齢者施設を指します。介護保険が適用されるので、介護保険施設とも呼ばれていて、「特別養護老人ホーム」「介護老人保健施設」「介護医療院」「ケアハウス」の 4 種類があります。

入居する方の介護度や費用、認知症の有無などによってさまざまなタイプの施設があります。そのため、それぞれの施設の特徴やサービス内容の違いを押さえておくことが重要です。次ページの表では、4 つの介護施設それぞれの特徴と概要及び利用対象者の条件をまとめていきますので、ご確認ください。「施設の特徴と概要」の赤字部分が、それぞれの施設の特徴となっています。介護施設には、公的施設の他に民間の施設もあります。民間施設については、次号で紹介いたします。

## 看取り介護とターミナルケアの違い（表中の青色の文字部分についての解説）

看取り介護とは、終末期を迎えた方に対し、残された時間を自宅で自分らしく穏やかに過ごせるよう支援するケアのことです。看取り介護では、本人の意に反するような無理な延命治療は実施しません。介護を受ける本人の意思と生活の質を最大限に尊重し、寄り添いながら心身の苦痛を無理なく和らげることが、看取り介護の最大の目的となります。

一方、ターミナルケアとは、余命がわずかである医師が診断した方に対し、医療的な支援を行いつつながら、残された時間を穏やかに過ごしてもらうためのケア方法です。看取り介護と同様に無理な延命治療は行いませんが、苦痛を緩和するための点滴や吸入、投薬などの医療ケアが行われることはあります。

公的な介護施設の特徴と概要および利用対象者

公的施設	施設の特徴と概要	利用対象者
<p>とくよう 特別養護老人ホーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）は、地方公共団体や社会福祉法人が運営する公的な老人ホームで要介護高齢者のための生活施設です。</li> <li>●介護保険が適用されるため、<b>利用費用が安く</b>抑えられるので人気があります。比較的介護度の高い高齢者が入所します。</li> <li>●長期利用を前提としていて、一度入所すると、基本的には終身利用、<b>看取り</b>も可能で、「終のすみか」と言われています。そのため入所までの待機期間が長くなる傾向にあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体上・精神上に障害があり常時介護が必要かつ、在宅介護が困難な高齢者</li> <li>●<b>原則要介護 3 以上</b>の方（要介護 1・2 は特例条件有り）</li> <li>●原則 65 歳以上で要介護 3 以上の高齢者</li> </ul>
<p>ろうけん 介護老人保健施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他の老人ホームとの違いは、<b>在宅復帰を目指して医療やリハビリに力を入れている短期入所施設</b>という点です。</li> <li>●老健は、医師や看護師、機能訓練士などから、<b>リハビリや医療ケアを受けながらの入所が可能</b>です。</li> <li>●利用できる期間は、<b>原則 3 か月</b>ですが、医師の許可があれば実際には年単位で入所している人も多く見られます。</li> <li>●入院していた病院から退院した後、在宅復帰を目指してリハビリを続けるために、<b>受け入れ先として利用できる</b>場合もあります</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則 65 歳以上で<b>要介護 1 以上の高齢者</b></li> </ul>
<p>介護医療院</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護医療院は、今後急速に増加すると予測される医療ニーズのある要介護高齢者の生活を医療と介護で支える施設です。身体介助や生活支援などの介護サービスに加え、<b>日常的な医学管理</b>や看取り、<b>ターミナルケアなどの医療的ケアも提供</b>します。日常生活を送るための介護サービスと、長期療養のための医療を一体的に提供することを目的としています。</li> <li>●医師や看護スタッフが常駐し、利用者の容態変化時にも適切な医療行為を実施することが可能です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>要介護 1 以上</b></li> <li>●介護医療院には I 型と II 型があり、 I 型：容態が急変するリスクが高い人、身体合併症を有する認知症の高齢者など II 型：I 型と比較し、容態が比較的安定した人と区分されています</li> </ul>
<p>ケアハウス (軽費老人ホーム)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●軽費老人ホームは<b>自立や要支援状態など比較的介護度の低い方が、低額料金で入居できる</b>老人ホームです。</li> <li>●運営主体は地方公共団体や社会福祉法人、民間も有り、主な提供サービスは<b>生活援助や生活相談</b>です。</li> <li>●軽費老人ホームには A 型、B 型、C 型があります。 A 型：食事サービスあり B 型：食事サービスなし、自炊 C 型：食事・生活支援サービスありとなっていて、この軽費老人ホーム C 型を「ケアハウス」と言います。</li> <li>●現在では A、B 型は新設されておらず減少傾向にあり今後は C 型のケアハウスに一本化していく予定となっています。</li> <li>●ケアハウスには一般型と介護型があります。 一般型：介護サービスなし、外部と契約が必要 介護型：介護サービスあり 一般型には介護サービスがついていないので、利用者が介護サービスを希望する場合は外部サービスと別途契約が必要になります。また施設によっては、要介護度が進んだ利用者は退去しなければならない場合もあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭環境や住宅事情などの理由により、自宅で生活することが難しい方</li> </ul>

# 一般財団法人 契約家族研究機構 を2022年に設立しました

契約者有志の方々の遺贈を活かすため



今日の社会のゆがみによって苦しんでいる人々、恵まれない学生、シングルマザー、心身に障害を持つ人々などに支援できる枠組みがあればいいのだが……。



家族についての法律が日本にないのならば、家族概念の理論的基礎づくりに役立つ調査・研究のために遺産を使ってほしい

## 法人設立の背景

この法人設立の契機となったのは、法定相続人であるお子さんがおられるにもかかわらず「子どもの福祉のために」とご寄付をくださった方がいらつしやうしたこと。そのお気持ちを 실현するために、お子さんに財団法人の設立者となっていた、私と二人で「一般財団法人契約家族研究機構」を設立しました。

## 2022年「寄付先」「今帰仁子ども居場所スーパースター寺子屋」

「今帰仁子ども居場所スーパースター寺子屋」は、名桜大学の小川寿美子



見送りに来た伊江島民泊家庭と一緒に記念撮影する子どもたち (2024年8月23日「沖縄タイムス」より)

教授が主催するプロジェクトで、故川嶋辰彦先生と共同研究をされていたご縁から支援が始まりました。この活動は、平均年収が沖縄県内で最下位、全国市町村中で1740位という貧困に直面する今帰仁村で行われています。2022年から支援を開始し、2024年の活動内容を以下にご紹介します。(松島如戒)

## 2024年の活動の概要

就学援助受給世帯、ひとり親世帯の児童に焦点を当てた「子どもの居場所づくり」をし、給食のない夏季休業中の体格と体力の維持増進と学習指導をはじめ、三線、スポーツ、川遊び、プール、異文化体験などさまざまな経験をする機会を令和4年度より提供してきました。

夏休み企画は3回目を迎え、特に家庭の経済的貧困から、成長の過程で重大な影響を与える「経験」の貧困にも焦点をあてたプログラムを重視しました。新企画として2泊3日の伊江島民泊・キャンプ体験、名桜大学訪問、ビーチバレー体験、藍染体験、やんばるの自然訪問(大石林山、辺戸岬)を実施しました。

活動期間は令和6年7月22日(令和6年8月23日(今帰仁村小中学生の夏休み中、週6回1日5時間)で、

場所は、今帰仁村中央公民館の和室や芝生広場で活動しました。

## 参加児童とボランティア

活動への申し込み児童は84名あったので、今帰仁村福祉・こども課に選定を依頼し、38名の児童を受け入れることになり、半数以上が、この夏初めての参加児童でした。

児童たちを見守るボランティアは、名桜大学期末試験期間のため学生応募者の少ない2週間を、北山高校に協力をお願いしたことで、25名の高校生の参加があり非常に助かりました。ボランティア数が増えたため、出欠の管理は学生代表に管理を委ねました。

## 多様な活動内容

基本的な活動場所は今帰仁村中央公民館です。同敷地の芝生広場では、鬼ごっこ、野球、サッカー、ドッジボール、川辺では魚とりに興じる児童たちで毎日賑わいました。室内では、お絵描き、トランプ、宿題、隠れ家づくり、三線、ギター、英会話など。

本年も以下の3つの目標のもとに活動をしました。①児童または青少年の健全な育成を促進する、②格差なき社会の実現に取り組む支援を目

指す、③食を通じて子どもたちと接点を持ち、教育や経験の促進を実践する、です。

**「児童または青少年の健全な育成を促進する」について**

参加する児童に対して、通常であれば接点のない、沖縄本島北部地域に所縁のある若者（名桜大学生、県内高校生、県外・海外在住者）らと、家族や親友の次元に近い立ち位置で遊んだり、相談したり、勉強をみてもらえる機会を提供しています。児童たちにとって、将来のモデル像ともいえる若者たちと接することにより希望を与えているという意味で、健全な育成の促進につながっている

と確信しています。参加児童の「夏休みの作文」に、学生ボランティアに対して敬意と憧れを抱いてくれた

ぼくは、今年寺子屋で、たくさんの人達といっしょに遊んだり学んだりしました。遊びでは、川でエビを取ったり、山を登ったり、水族館に行ったりも楽しかったです。大学生のお兄ちゃんに算数を教えてもらったり、魚のいろいろなことを教えてもらったりいろいろなることもおしえてもらいました。

ぼくはしょう来お兄ちゃんお姉ちゃんみたい子どもたちに色々おしえられる人になりたいです。

（K君：夏休みの作文より）

K君による「夏休みの作文」の内容（傍線は追記）

児童がいたことは、嬉しいことでした。

**「格差なき社会の実現に取り組む支援を目指す」について**

格差なき社会の実現のために、力を注いだのは「経験の格差是正」です。「さまざまな時間や空間を体験し想像する乏しさ」という子どもの重大な課題に挑戦するため、名桜大学訪問・21世紀の森ビーチでのビーチバレー体験、2泊3日・伊江島民泊・キャンプ・ハーリー体験、藍染め・沢登り体験、大石林山・辺戸岬訪問、美ら海水族館・海洋文化館・昼食バイキングなど、今帰仁村から遠征する機会を多く設けました。

また前回と同様、児童と保護者の交通手段における依存状態から解放されるよう、親の送迎に極力頼らず、公共交通手段（バス）で移動することを奨励しました。

**「食を通じて子どもたちと接点を持ち、教育や経験の促進を实践する」について**

栄養たっぷりのお弁当を提供し、昼の弁当はしっかりと食べてもらい、体力維持に努めました。参加児童の中には、朝食抜きでスーパースキーに参加し、朝からお腹がすいたと訴える児童や、昼食時にボラン

ティアに弁当を分けてくれるよう頼み込む児童がみられたのが特徴的でした。

**今後の課題**

受け入れ児童の増加に伴い、残念な振る舞いの児童もみられるようになり、児童の問題ある言動（このまま児童を放っておいてはいけない！と思ったこと）に対して注意喚起・周知するために「お知らせ」を作成しました。保護者に配布し、家庭内でも保護者が子どもに読んで理解を促し、両者の署名つきで提出をお願いしました。内容は、4つのルールの明示で①ボランティアに対する暴力禁止、②ボランティアの所有物を奪わない、③お金は必要な額だけ持参、スマホでの隠し撮り・ゲーム機の禁止です。

学生ボランティア代表からは、参加予定学生との連絡が不通であったり、当日の急な不参加によりボランティア人数が不確定で、結果、少数で児童の見守りをしなければならなかったなど、今後のボランティア

運営の課題が出されました。

**おわりに**

今年度は、挑戦の年でした。受け入れ児童数・ボランティア数も倍になりました。「経験の貧困」を払拭するため、今帰仁を出て、離島での民泊やキャンプを経験しました。

居場所を必要とする児童の多くは、家族・家庭環境に課題がないとは必ずしも言い難いです。そのような環境の児童が、伊江島民泊を通じて「第2の家族」の「おとう」「おかあ」に巡り会い、また会いたいと切望する姿をみて、将来きつと何らかの心の支えになるであろうと痛感しました。この繋がりを絶やすことなく継続的に再訪できるように来年度も計画してまいります。

最後に、本活動にご協力くださった団体、陰ながら支えてくださった皆様、心より感謝申し上げます。この活動を通じて、子どもたちが明るい未来を描けるよう引き続き取り組んでまいります。

（一財）契約家族研究機構の活動で、親のいない子どもたちにランドセルを送りたい、お誕生日をお祝いしたいなど……。子どもたちのために「何か」できる何か？ その「何か」をご一緒に形にしませんか！ 活動にご興味をお持ちくださった方、ぜひお電話ください。ご連絡お待ちしております。

【連絡先】 契約家族研究機構担当：芳賀みゆき 0120-889-443



地球に恩返ししの森づくり事業部では、2009年より大分県由布市庄内町・地球に恩返ししの森づくりを通して、環境活動や里山保全活動を続けています。今月は、地球に恩返ししの森、薬用樹木園・東本園長より、10月に森を訪れた様子を紹介いたします。

神農祭と大分秋の旅

地球に恩返ししの森・薬用樹木園園長 東本博之

生前契約20周年事業として企画された薬用樹木を柱とした森づくり。2013年春にスタートした森づくりもすでに10年を経過しました。

『神農本草経』に記載されている生薬のうち、木本類55種を基本の構成種として森づくりを行っています。神農本草経とは、医療と農耕技術を伝えたとされる「神農さん」の教えを基に伝承された、中国最古の本草書（薬物に関連する本草学をまとめた書物）です。薬用樹木園では、この本草学の祖である神農さんをお祀りした大岩の前で、森の恵みに感謝をする神事を毎年執り行っています。

今回、10月23・24日に、東京方面からの参加者と現地関係者など、総勢約50名の方々にご参加いただいた『神農祭と大分秋の旅』の様子を簡単に紹介いたします。

初日の23日は、大分空港より貸し切りバスにて大分県北部の宇佐市にある安心院町へ。あじむ家族旅行



村・朝霧の庄にてランチのあと、葡萄酒工房で熟成中のワイン樽を見学。買い物も楽しんだあと、ぶどう園では収穫期が終盤に差し掛かっていたものの、皆さん新鮮なぶどうに心弾まれたようです。

安心院町は、西日本有数のぶどうの産地として知られ、様々な品種が栽培されています。霧が深く朝夕の寒暖差が激しい盆地特有の気候により、糖度の高いぶどうが収穫され、また、地元産のぶどうを使った安心院ワインも有名で爽やかな飲み口が特徴とされています。

宿泊地の別府の宿に到着し、温泉に浸かりゆっくり身体を休めたあと、夕食とともに恒例の懇親会を行いました。懇親会では、地域未来計画研究会を主催しました。センター長の立命館アジア太平洋大学ヴァアアダ

リカゼム教授より、世界の農業遺産についてプロジェクターを使い、分かりやすく解説していただきました。世界農業遺産のことを初めて知る方も多かったようですが、参加型で飽きることなく最後まで楽しい講義でした。

その後、お一人ずつお話しされ、「互いに親交を深める良い機会で楽しいひと時でした」と皆さん喜ばれていました。りすシステムスタッフはじめ、会員様同士のつながりも深まったように感じた懇親会でした。

2日目は、まず功德院本院の納骨堂へ赴き、コロナ禍以降ようやく東京より墓参することができました。その後、神農祭会場となる薬用樹木園へ足を運び、まず始めに、公園の成り立ちや各施設について私から解説をさせていただきました。

薬用樹木園は植栽から10年が経過し、順調に薬樹たちも育ち、神農さんをお祀りする大岩周辺はすでに森の様相を呈するほどに育まれています。

神農祭では、神主さんが唱える森の恵みに感謝する祝詞が森に響き渡り、辺りは厳かな雰囲気になりました。より一層神聖な心持ちとなりました。私は園長として、これまで多くの苦労がありながらも大きく育ってきた木々、そしてこの森を育てること



に心を寄せてくださっている寄付者の皆さまに感謝し、この菓樹の森が見守る鎮守の森へと成長していくことを強く願いました。

神事のあとは、皆さんお待ちかねの昼食会です。地元の方々のご協力のもと、郷土

料理のだんご汁、ジビエカレー、しいたけの炭火焼き、地元の農園で栽培された採れたてのイチゴなど、多くの森の恵みを秋空の下存分にいただきました。調理いただいた地域の方々に感謝です。

お腹が満たされたあとは、園内施設の一つ「しあわせの鐘」に願い事を託し、地元の名峰由布岳に向かって鐘の音を響かせるなど、皆さん思い思いに園内を散策され、晴天の一日を有意義に過ごされていました。

心配していた天気にも恵まれ、景色、産物、食事そしてゆるやかな交流といったそれぞれの大分の秋を堪能することができたことは、本当に喜ばしいことでした。

1泊2日、森の空気にもふれ、ご参加いただいた皆さんは、心も軽く帰路に着かれたのではないのでしょうか。皆さん大変お疲れ様でした。

春には桜の咲く丘で、再びお会いできるのを楽しみにしております



## 「地球に恩返し基金」に寄付をいただき、ありがとうございました

- |                   |                  |                  |
|-------------------|------------------|------------------|
| 岩下 宣子さん (千葉県船橋市)  | 金谷 節子さん (埼玉県新座市) | 畑中 百枝さん (千葉県白井市) |
| 岩坪 延枝さん (東京都中野区)  | 佐山 馨子さん (東京都国立市) | 馬場 和子さん (東京都大田区) |
| 内田 タエ子さん (埼玉県川口市) | 富山 京子さん (埼玉県草加市) | 匿名 2名 50音順       |
| 岡田 幸子さん (埼玉県和光市)  |                  |                  |



※ 2024年11月1日～12月31日の期間、11名の方から寄付をいただきました  
 ※ 畑中 百枝さんと匿名1名が1000ポイント達成されました

## 地球に恩返し運動について

私たちの生命を育んでくれている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※ 匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。

NPO りすシステム  
地球に恩返しの森づくり事業部

**地球に恩返し運動本部**  
連絡先: TEL.03-5215-2383



### 地球に恩返し 基金振込先

● 郵便局から振り込む場合  
郵便局口座番号: 00140-7-743432  
加入者: 地球に恩返し基金

● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合  
店名: 〇一九 (ゼロイチキユウ)  
種目: 当座 口座番号: 0743432  
加入者: 地球に恩返し基金



# 支部・パートナー活動記

## 東日本支部

▼あけましておめでとうございませう。本年もよろしくお願いいたします。

コロナ禍で中止していた談話室ですが、各支部でも2023年7月より再開しています。東日本支部では、毎月15日（9時～12時）と28日（13～15時）の月2回開催しています。定員は10名で、少ないときは3～4名、多いときは定員いっぱい10名が参加され、それぞれのお好みのお菓子などを持参しておしゃべりされます。

皆さん談話室の再開を待ち遠しくされていたようで、月2回とも2時間では話し足りず、1階のフロアでお話を続けられている光景を目にします。

今号では、再開後の東日本支部の談話室で話題になったことなどを紹介します。

▼施設探しのこと：施設の種類（サービスタイプ）付き高齢者住宅、ケアハウス、グループホーム、特別養護老人ホーム、介護付き老人ホームなど）自分

に合う施設の探し方は、できれば元気なうちにパンフを取り寄せたり、施設見学や体験入居をし、トイレの掃除が行き届いているか、食事後入居者の顔が満足気か、入居者同士の挨拶がよくできているか、ホームの雰囲気や自分が合っているか、病院が近くにあるかなどのチェックをしましょう。

▼施設入居と自宅生活…自分の人生観や死生観に基づき、在宅か施設かを決めることが大事。在宅を決めたら地域の介護体制、民生委員、包括支援センターなどを市や区の広報資料で調査し、安否確認できる体制（非常時に駆けつけてくれるところ）を整える。▼りすシステムはどこまで、どのようなサービスマンをしてもらえるのか…お誕生日にお誕生日カードをお送りしている、その裏に主なサービスマンを書いていきますので参考にしてください。何かあれば、コールセンターへ電話で確認してください。▼介護申請のこと…一人暮らしの方は近くの包括支援センターで一人暮らしであることを知っているいただく。介護申請したほうが良いと思うときは、地域の包括支援セ

ンターへ電話か出向いて相談する。

▼ヘルパーさんとの相性など…相性が合わなければケアマネジャーに申し出て交代して頂く。最近では外国人のヘルパーさんも増えてきた。ヘルパーさんの高齢化も目立ってきた。ヘルパーさんの数が減少しているようで、将来が不安。▼りすシステムのこと…①パートナーさんの現状を教えてください。・登録パートナーさんは105名（2024年12月現在）、②りすシステムは今後も大丈夫でしょうか？・大丈夫なように、5年前に組織変更を行い、お約束が果たせるように努めております。▼その他…補聴器が自分に合わないのどうすればよいのか？自分に合うようにするには、耳鼻科で診察し自分に合いそうな機器を紹介してもらおう。▼入居ホームへの苦情…食事の質が落ちた。職員の減少でサービスマンの質が落ちてきている。▼お墓に関すること…お墓専門のパートナーがいるので、墓じまいなどの相談ができます。

主な話題は以上のようなものでした。談話室は、各支部で毎月開催されますので、参加してお仲間とおしゃべりしませんか。

## 大分支部

▼Kさん（91歳・女性）

大分支部は、2005年4月に大分商工会議所ビルに開設して、今年（2025年）で21年目を迎えます。

昨年（2024年）大分商工会議所ビルは老朽化、耐震問題など諸事情により解体が決まり、立ち退くことになり、6月に九州電力ビルに移転しました。大分駅前という立地条件も良く、狭いながらも明るい事務所です。お近くにお越しの際は、気軽にお立ち寄りください。

引越しもあり、忙しい一年でしたが、その中で嬉しい出来事（りす倶楽部第316号・319号で谷田貝先生、谷本先生がM施設を訪問されKさんと嬉しい再会）があり、そこで紹介したKさん（91歳・女性）のその後です。

Kさんが入居しているM施設の施設長さんから「今、元気がないということではないが、認知症の進行により、食事の意欲が低下、量も半減し心配している。今後の対応や見取りについても確認したい」と連絡があり訪問しました。

食事については「無理に食べさせようとしないで自然のままで見守

る」とし、看取りについては「施設

で亡くなった場合はできることは協力するので死後のことはりすシステムで対応してほしい」と話し合いました。Kさんが企画書に書かれている、柩に入れるもの『亡夫の黒紋付とKさんの結城紬とピンク色の紋付』の確認はヘルパーさんをお願いし、部屋を探していただきましたが見当たらないという返事でした。自立の部屋から介護用の部屋に移動したとき、不要な荷物をトランクルームに移したと聞き、確認のため再訪聞しました。

自立部屋るときはトランクルームを1室借りてましたが、介護部屋に移動した際に、トランクルームを2室に増やし、不要な荷物を詰め込んだそうです。2室とも、ぎっしり荷物が詰まっていてどうしようもなく、中の不用品の処分、片付けをしなが探すしかありません。「車いすの生活になり、衣類など使えるものが限られてきて、不用品が増えた」とヘルパーさんの話でした。施設長と、Kさんに相談し、着物を見つけのために不用品の処分、片付けに取り掛かることを決めました。そのときKさんの好きな黄色、ブルー、ピンクの洋服も一緒に探すことを約

束しています。

看護師さんの話では「Kさんは最近食事を食べるようになり、体重も少しが増えた。好き嫌いがあり嫌いなものは食べないが、今日のお昼は完食した」とのことだった。食事のことで心配してましたが、看護師さんから、うれしい話を聞けて本当に良かったです。食べたかったり、食べたくなかったり……自然のままがいいですね。

施設の優しい皆様に見守られているKさん、今年もお元気で暮らしていただきたいと思います。

### 九州支部

▼Oさん(85歳・女性)は、15年ほど前に契約を完了しました。長くURに住んでいましたが、いろいろな事情から住み替えの相談があり、その都度アドバイスをしていました。

可能なことは自身でされ、保証に関することはりすシステムが受託、現在は、施設に入所中です。

入院・手術が必要になったと連絡があり、日程・費用など施設と打ち

合わせしました。「残金は限りなくゼロでこの世を去りたい」という持論のOさんでしたが、担保保証金や生前事務預託金は、何らかの理由で口座引き落としができなかった場合に備えたものご理解くださいました。その後協議の結果、通帳は施設預かりとなったようです。

**りすシステムの新規契約の方は、年会費と生前事務費用は口座引き落としに、以前からの契約者は徐々に変更手続きをお願いしています。**



▼Eさん(88歳・男性)Sさん(85歳・女性)夫妻は、契約されて概ね12年。

契約5年後に、個人財産の夫婦相互相続遺言公正証書を作成されました。そして2024年、書き換えの遺贈先3件のうち、1件を変更したいとのことでした。遺贈から、贈もしくは相続となる親族への変更です。

この場合、Eさんとの関係がわかる原戸籍(改製原戸籍)が必要とな

ります。最近、本人がマイナンバーカード持参で手続きをすれば、区役所窓口で交付されるようになります。

親族関係図を含む書類一式を公証役場へ持参し、作成依頼相談の代行をしました。間もなく公証役場から、作成済み遺言書を撤回し、新たな案文が送られて来る予定です。

りすシステムで確認後、夫妻へ送付し、ご了承いただければ年明け早々には作成完了です。正本は遺言執行者のりすシステムが、謄本はご夫妻がお持ち帰りとなります。

▼2024年10月号第324号掲載のAさん(88歳・男性)のその後です。

予定通り11月には、すがも平和霊苑にお骨をお連れしました。納骨式には本部のスーパバイザーが参列、飛天塚で奥様と積るお話をされていることでしょう。1月のニュージランド撒骨にも間に合います。

「最近Aさんと連絡が取れない、以前からりすさんとの契約のことは聞いているので教えてほしい」と一方的に受電。お名前を頂戴し、死亡日時・納骨場所をお伝えしました。Aさんとゆっくりお話ができたら、企画書内容を確認していたら、その中に連絡先のお名前がありまし

た。

電話の向こうで泣き崩れていらっしやるのがわかり、しばらく沈黙が続きました。その後は気を取り直して「教えていただきありがとうございます」と終話。

企画書に則り、履行している死後事務は、終了に近づいています。

パートナー  
「この窓」 山下 智弘

このりすシステムは、みどり生命から保険金受取人に関する承認をいただきました。りすシステムと死後事務委任契約を結ばれた契約者がみどり生命の無選択型終身保険に入される場合、りすシステムを死亡保険金受取人とする生命保険契約の締結が可能となりました。

これにより、これまで預託金の準備ができずに死後事務委任契約をあきらめていた方や、死後事務委任契約の内容を見直したいが追加の預託金が準備できずに見直しをあきらめていた契約者でも、比較的低廉な保険料の支払いで、死後事務委任契約を結ぶことができるようになりました。また、みどり生命の無選択型終身保険は、健康状態にかかわらず、加入意思があればどなたでも申し込

みが可能で、保障期間も一生涯と高齢の方でも安心して申し込みができます。(85歳まで加入可能)

例えば、70歳・男性が保険金額100万円、保険料支払い期間100歳の契約にご加入の場合、月々の保険料負担は6745円で済みます。万一の場合は、りすシステムに支払われる100万円を原資に、死後事務委任契約を履行します。

なお、加入後3年以内にご病気で亡くなった場合は、既払い込み保険料相当額の死亡給付金のお支払いとなりますので、この場合は遺産の処分などで履行費用を賄うこととなります。(加入後3年以内でも災害死の場合は100万円をお支払い)

みどり生命の生命保険の募集は「この窓」を運営する株式会社『縁』の募集担当者が対応します。興味をお持ちの契約者がおられましたら「この窓」または、りすシステム本部にご相談ください。

【株式会社『縁』】  
登録番号▼M2-2162421  
連絡先▼電話048-973-0370



元捜査官のつぶやき……

「昭和」が分水嶺だった

裁判所に提出するために右翼の大物といわれた児玉誉士夫名義の領収証を揃えていた時のことだった。

全部で49枚あり、金額の総額は17億余円。すべてチェックライターで打刻されており、日付及び「児玉誉士夫」名はゴム印で押され、児玉の名下には「児玉」の丸印が押されている。児玉の自宅、事務所の全搜索物にも該当の印章はなく、丸印もなかった。これと同じ印章を使った文書の類いもなかった。

49枚の領収証も同じ印章、丸印で構成されているものとばかり思っていた。念のため1枚目から追っていくと、最後の48枚目と49枚目を見たとき、冷たい汗が背筋に流れた。

この2枚だけ「昭和50年7月29日」と手書きの文字があるではないか。正確には、年・月・日は不動文字なので、手書きの文字はそれ以外となる。

この手書きの文字が児玉自身か児玉の部下によるものとしたら、他の47枚と同様に児玉が作成

したもののみなされるが、ロッキード社側の者の手によるものと認定されれば、児玉が当初から主張していたように、自分には身に覚えがなく、ロッキード社の策謀によるものだという主張に軍配をあげざるを得ないことになり、他の証拠も輝きを失って、ロッキード事件全体の破局を迎えることになる。

事務官の中で「この文字はどこかで見たことがある」という者がいて、手分けして段ボールをひっくり返して調べた結果、児玉の部下「T」による文書が見つかった。この文書をA、領収書の手書き部分をBとして外部の文書鑑定に回したところ、字画が少ない数字は断定できないが「昭和」の文字はA・Bとも同一人物の手によるものと認められ、他の証拠とあいまってロッキード事件全体が有罪に向かって前進した。

「昭和」がこの事件を決定する分水嶺となった。

(りすシステム監事 清水勇男)

元検事・公証人・弁護士。東京地検特捜部の時代、ロッキード事件の捜査・公判に関与し、現在団体役員など。

● 談話室のご案内 ●

◎参加費は無料です。定員数がありますのでご予約ください。  
◎定員になり次第、締め切りさせていただきます

お待ちしております♪

北海道支部

2月6日(木) 11時～15時  
3月6日(木) 11時～15時  
4月6日(日) 11時～15時

会場：北海道支部事務所

東日本支部

1月28日(火) 10時～12時  
2月15日(土) 13時～15時  
2月28日(金) 10時～12時  
3月15日(土) 13時～15時  
3月28日(金) 10時～12時

定員：10名 会場：北の丸ガラスゲート  
お茶、お菓子等を自由にご持参ください

中部日本支部

2月10日(月) 13時～15時  
3月10日(月) 13時～15時  
4月10日(木) 13時～15時

会場：中部日本支部事務所

中国支部

2月1日(土) 12時30分～14時30分  
3月1日(土) 12時30分～14時30分  
4月5日(土) 12時30分～14時30分

会場：参加申し込みの方にお知らせします

九州支部

2月28日(金) 13時～15時  
3月29日(土) 13時～15時

会場：九州支部事務所

お茶、お菓子等を自由にご持参ください

北日本支部

1月30日(木) 11時～15時  
2月28日(金) 11時～15時  
3月30日(日) 11時～15時

会場：北日本支部事務所

東東京ランチ

2月1日(土) 13時～15時  
3月1日(土) 13時～15時  
4月1日(火) 13時～15時

定員：4名 会場：葛西事務所

お茶、お菓子等を自由にご持参ください

西東京ランチ

1月20日(月) 13時～15時  
2月20日(木) 13時～15時

※3月より21日に変更です

3月21日(金) 13時～15時

定員：5名 会場：西東京ランチ

お茶、お菓子等を自由にご持参ください

西日本支部

1月23日(木) 13時～15時  
2月21日(金) 13時～15時  
3月24日(月) 13時～15時

定員：5名 会場：西日本支部事務所

お茶、お菓子等を自由にご持参ください

大分支部

2月25日(火) 13時～15時  
3月25日(火) 13時～15時

会場：大分支部事務所

お茶、お菓子等を自由にご持参ください

談話室・新年会のお問い合わせ  
お申込み先はこちら

0120-889-443

新年会のご案内

東日本支部

新年会 1月29日(水)  
12時～14時(開場：11時30分)  
会費 4,000円  
定員 50名 ▶締め切りは1月22日(水)  
会場 萬珍樓(まんちんろう) 本店  
横浜市中区山下町153番地



◎定員になり次第、  
締め切りさせていただきます

JR京浜東北根岸線 石川町駅北口 徒歩5分  
JR京浜東北根岸線 関内駅南口 徒歩7分  
みなとみらい線 元町中華街駅 2番出口より徒歩5分  
みなとみらい線 日本大通り駅 3番出口より徒歩5分

▶お申込みの方に改めてご案内をお送りします

# お花見の会

♪ 御神木バイオリンと尺八の音色と共に ♪

2025年

3月18日 (火) 12時~14時

コロナ禍から久しぶりに再開です  
東京・椿山荘でのお花見の会のお知らせです

お久しぶりのお花見 椿山荘東京のホテルランチを堪能  
出し物はバイオリンと尺八のコラボコンサート  
椿山荘でのお食事を楽しみながら、春の訪れを喜び合いませんか？



- 【日付】 2025年3月18日 (火)
- 【時間】 午後12時~14時
- 【開場】 午前11時30分
- 【会場】 ホテル椿山荘  
東京都文京区関口 2-10-8  
バンケット棟1階 胡蝶
- 【参加費】 4,000円
- 【定員】 70名
- 【締切】 3月11日 (火) までにお申込み  
ください

▶定員になり次第、締切りいたします  
▶お申込みの方に詳細をお送りします

♪りすシステムの利用者さんだった音楽家さんが大切にしてきたグランドピアノやヴァイオリンなど音楽に関係する沢山の大切な物、そして住んでいた自宅を将来の音楽家の卵の学生の役に立てて欲しいという強い想いを遺言という形で遺されました。♪りすシステムがその想いを実現しようと奔走していたところ、静岡でりすパートナーになった高木康治さんが音楽大学の講師もされている、宮崎県出身の音楽家・山内達哉さんを紹介してくださいました。♪山内さんが大切な想いを受け止めてくださったご縁で、このコンサートが実現しました。

是非楽しみにお越しください。



## 編集後記



明けましておめでとうございます  
何事もなく新年が迎えられ、おめでとうのご挨拶ができるのは、とても幸せなことです。『風邪をひかないこと、転ばないこと』お気を

つけてお過ごしください。イベントも少しずつ再開して今月は新年会、3月のお花見会、4月大分本院での慰霊祭、5月椎茸こま打ち作業などご案内してまいります。今年もよろしくお願ひします。

(芳賀みゆき)

と改めて感じました。「これ良かったよ」と友人に気軽に勧めやすいのもサブスク配信の魅力です。

(芳賀まお)

年末に『ホルドオーバース』という映画を観ました。心温まるヒューマンドラマで、ちよつと皮肉っぽいけれども愛すべきキャラクターたちが織りなす物語。舞台はクリスマス休暇中の寄宿学校で、そこで過ごすことになった教師と生徒の交流が描かれています。心にしみるストーリーと繊細な演技が魅力な映画を自宅で手軽に楽しめるのは、本当にいい時代だ

た。心温まるヒューマンドラマで、ちよつと皮肉っぽいけれども愛すべきキャラクターたちが織りなす物語。舞台はクリスマス休暇中の寄宿学校で、そこで過ごすことになった教師と生徒の交流が描かれています。心にしみるストーリーと繊細な演技が魅力な映画を自宅で手軽に楽しめるのは、本当にいい時代だ

(東本優子)

NPO りすシステム  
0120-889-443

りすセンター・新木場  
0120-373-959